

令和6年度版

釧路市環境白書

Annual Report on the Environment in Kushiro City 2024



釧路市

令和 6 年度版

釧路市環境白書

令和 5 年度 環境の現況並びに環境の
保全及び創造に関する施策の年次報告

釧路市環境白書は、釧路市環境基本条例に基づいて毎年発行しています。
この令和 6 年度版では、令和 5 年度における実績をとりまとめています。

パソコンやタブレット、スマートフォンで読む

釧路市環境白書に
しおりが付きました。

読みたいところが
探しやすくなっています。

スマートフォンでも
見られるんだね

しおりがあると
読みたいところが
探しやすい

釧路市環境白書

検索



<https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kankyoku/1004242/r06hakusyo.html>

タブレット、スマートフォンでしおりを表示するには、Adobe Acrobat Reader などのしおり表示機能のあるアプリをインストールする必要があります。

目 次

第 1 章 釧路市の環境行政・・・・・・・・・・ 1

釧路市環境基本条例・・・・・・・・・・ 1

第 2 次釧路市環境基本計画・・・・・・・・ 1

第 2 章 施策および環境の状況・・・・・・・・ 3



第 1 節 低炭素社会の形成・・・・・・・・ 3

1 地球温暖化防止対策・・・・・・・・ 3



第 2 節 循環型社会の形成・・・・・・・・ 9

1 ごみの減量化とリサイクルの推進・・・・・・・・ 9

2 ごみの適正処理・・・・・・・・ 13



第 3 節 自然との共生社会の実現・・・・・・・・ 19

1 生物多様性の確保・・・・・・・・ 19

2 自然の持続可能な利用・・・・・・・・ 27



第 4 節 住み良い生活環境の確保・・・・・・・・ 29

1 大気環境の保全・・・・・・・・ 29

2 水環境の保全・・・・・・・・ 33

3 音環境の保全・・・・・・・・ 39

4 快適な生活環境の確保・・・・・・・・ 43

5 良好な景観形成の推進・・・・・・・・ 47

6 ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保・・・・・・・・ 49



第 5 節 環境教育・環境保全活動の推進・・・・・・ 53

1 環境教育・環境学習の推進・・・・・・・・ 53

2 環境保全活動の推進・・・・・・・・ 57

第 3 章 計画の推進体制と進捗管理・・・ 59

第1章 釧路市の環境行政

■ 釧路市環境基本条例

本市は、平成12年（2000年）3月に「釧路市環境基本条例」を制定しました。その後、平成17年（2005年）10月に阿寒町、音別町と合併して新しい釧路市に引き継がれました。この条例は、本市の環境政策の考え方や進め方などの施策の基本的な事柄を定めています。

環境基本条例の主な内容

- （1）基本理念、施策の基本方針
- （2）市民、事業者、市の責務
- （3）環境基本計画・環境白書
- （4）基本的な施策
- （5）環境審議会

■ 第2次釧路市環境基本計画

本市は、令和3年（2020年）3月に「第2次釧路市環境基本計画」を策定しました。これは「釧路市環境基本条例」に基づき、環境政策の目標や施策の柱を定めるものです。

なお、本計画は地球温暖化対策の一体的な推進を図るため、「釧路市地球温暖化地域推進計画」を包含しています。

望ましい環境像

人と自然がつながる、
未来へつながる
環境都市くしろ

（1）計画の期間

令和3年度（2021年度）から
令和12年度（2030年度）までの10年間

（2）望ましい環境像

市民、事業者、市が同じ方向性をもって計画を推進していくため、本市がめざす将来のあるべき姿を望ましい環境像として設定しています。

（3）施策の体系

望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標と指標を定め、各種施策を展開しています。

（4）進捗管理

本市の環境施策を計画的に推進するため、環境対策推進会議を設置して、庁内各部局と連携を図ります。

年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめた「釧路市環境白書」を作成し、環境審議会に報告します。

第2次 釧路市 環境基本計画

☆ 釧路市

望ましい環境像を実現するための5つの基本目標

基本目標	基本施策	施策の方向性
低炭素社会の形成	地球温暖化防止対策	■ エネルギーの有効利用の推進 ■ 温暖化防止のための行動の推進 ■ 低炭素型のまちづくりの推進 ■ 地球温暖化対策の総合的・効果的な推進
循環型社会の形成	ごみの減量化とリサイクルの推進	■ ごみの減量化とリサイクルの推進 ■ バイオマスの利活用
	ごみの適正処理	■ ごみの適正処理の推進 ■ ポイ捨て・不法投棄の防止
自然との共生社会の実現	生物多様性の確保	■ 自然環境の保全 ■ 鳥獣保護・管理の推進 ■ 地域の自然に対する理解と発信
	自然の持続可能な利用	■ 持続可能な農林水産業の推進 ■ 歴史・文化的環境の保全
住み良い生活環境の確保	大気環境の保全	■ 大気汚染・悪臭の防止
	水環境の保全	■ 水質汚濁の防止
	音環境の保全	■ 騒音・振動の防止
	快適な生活環境の確保	■ 公害防止対策 ■ 有害化学物質汚染の防止
	良好な景観形成の推進	■ 良好な景観の形成
	ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保	■ 緑化による環境保全 ■ 健康、レクリエーション機能の維持
環境教育・環境保全活動の推進	環境教育・環境学習の推進	■ 学校における環境教育の推進 ■ 環境保全意識の向上 ■ 環境情報の充実
	環境保全活動の推進	■ 協働による環境保全活動の推進 ■ 市民などによる環境保全活動への支援

計画とSDGsとの関連性

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、17の目標と

169のターゲットから構成されています。

本計画に基づく取り組みはSDGsで示されている17のゴール達成に貢献するものでもあることから、基本目標ごとにSDGsとの関連性を示し、SDGsの概念の理解促進や市民・事業者への率先的な取り組みを促していきます。

基本目標	2 飢餓をゼロに 食料	3 すべての人に健康と福祉を 健康/福祉	4 質の高い教育をみんなに 教育	6 安全な水とトイレを世界中に 水	7 エネルギーをみんなに エネルギー	8 働きがい、経済成長を 経済	9 産業と雇用革新 技術革新	11 住み続けられるまちづくりを まちづくり	12 つくばる責任 生産/消費責任	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動	14 海の豊かさを守ろう 海洋資源	15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系	17 パートナリーシップ パートナーシップ
低炭素社会の形成			●		●		●	●	●	●			
循環型社会の形成								●	●		●	●	
自然との共生社会の実現	●			●				●		●	●	●	●
住み良い生活環境の確保		●		●		●		●	●	●	●	●	●
環境教育・環境保全活動の推進			●			●		●	●	●			●

第2章 施策および環境の状況

第1節 低炭素社会の形成

地球温暖化防止対策

[1] 環境の状況

関連する
SDGs

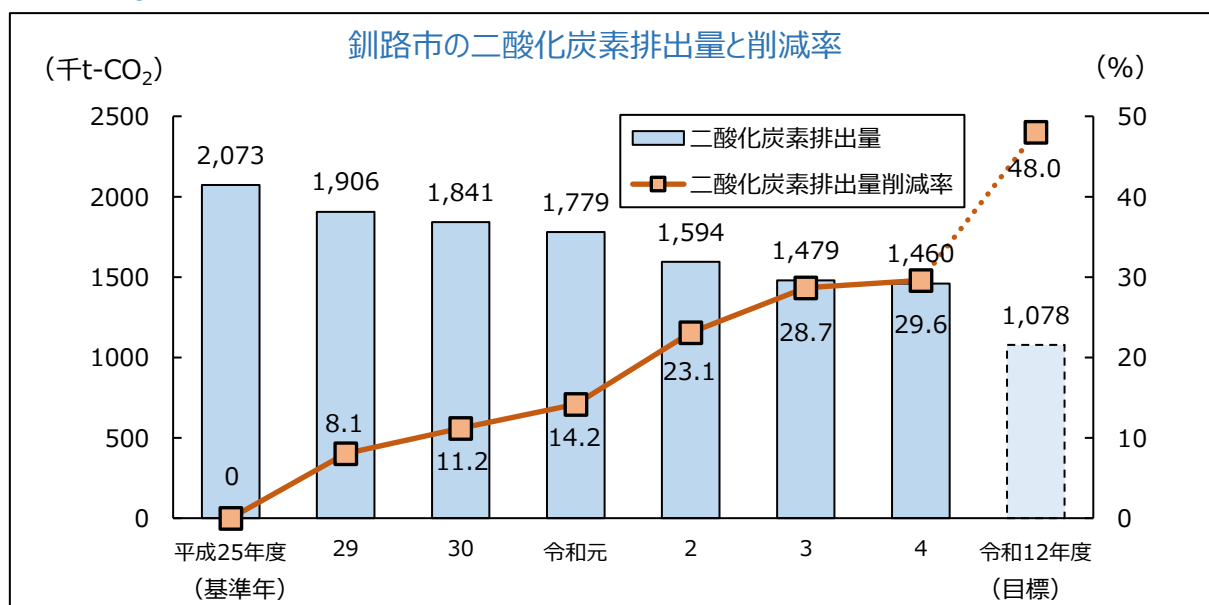


「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が令和3年（2021年）に発表した第6次評価報告書では、今後数十年で温室効果ガスの排出量を大幅に削減しない限り、パリ協定の目標達成が極めて困難であることが示されています。また、「1.5度特別報告書」では、自然や人間の社会に及ぶ気候関連のリスクを抑えるためには、世界全体の平均気温の上昇を1.5度以下に抑える必要があることが示されており、そのためには2050年までに温室効果ガス

の排出量と吸収量を均衡させる「カーボンニュートラル」の達成が必要であるとされています。

本市においても令和3年2月に2050年のカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、まちづくりを進める重要な視点の一つとして位置付けています。この達成に向けては、環境と経済の好循環の実現を目指し、地域の様々な課題を温暖化対策の取り組みの中で解決を図っていく必要があります。

目標の進捗状況



目標と管理指標

指 標	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
釧路市の二酸化炭素排出量削減率	28.7%	29.6%	統計数値未発表 のため算定不可	48.0%

〔2〕 施策

エネルギーの有効利用の推進

施策の方向性		取組
省エネルギーの推進	■ 家庭向けに省エネルギー・再生可能エネルギー機器を普及促進していきます。 ■ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）およびZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）の普及啓発を行います。 ■ 市有施設において、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を推進します。 ■ 公用車にエコカー（低公害車・低燃費車）の導入を推進します。 ■ エコカーを普及促進していきます。	①カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み ②ゼロカーボンパークの推進 ③COOL CHOICE の推進 ④省エネ・再エネ機器導入補助 ⑤市有施設への再生可能エネルギー等導入 ⑥省エネ法の取り組み ⑦次世代自動車の導入
環境にやさしいエネルギーの導入促進	■ 釧路工業技術センターにより民間事業者に対し新エネルギーを活用した製品開発支援などを行います。 ■ バイオマス（木質・メタンガスなど）の利用を推進します。	⑧釧路工業技術センターの運営 ⑨メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用 ⑩自然と共生する再生可能エネルギーの導入推進

省エネルギーの推進

①カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

本市では、カーボンニュートラルを宣言した国や「ゼロカーボン北海道」の実現を目指す北海道とベクトルを合わせ、庁内や地域に対し脱炭素化に向けた情報の共有、発信および普及啓発を進めています。

また、第2次釧路市環境基本計画に包含されている、地方公共団体実行計画（区域施策編）にあたる「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」の改定を行い、令和12年度の二酸化炭素排出量の削減目標を26%から48%に引き上げました。この計画は令和6年から開始されます。（P8参照）

市民に向けては、釧路町や釧路信用金庫と連携し、生活圈を共有する市民・町民に対してのイベント開催や、管内事業者向けの普及啓発を進めています。

②ゼロカーボンパークの推進

環境省は国立公園内における脱炭素・脱プラスチックの取り組みを「ゼロカーボンパーク」として登録し、推進しています。

釧路市では、2つの国立公園で登録がなされており、官民連携のもと、取り組みを進めています。

ゼロカーボンパーク登録状況

国立公園名	登録時期
阿寒摩周国立公園	令和4年 3月
釧路湿原国立公園	令和4年 7月

③COOL CHOICE の推進

これまで国では、地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE」を推進してきましたが令和5年8月より新たに「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の展開をし、その愛称を「デコ活」としています。

本市では、令和5年12月に釧路町・釧路信用金庫と共同でデコ活を宣言し、3者で連携したイベントなどで脱炭素につながる暮らし実践を呼び掛けるなどの普及啓発を行っています。



④省エネ・再エネ機器導入補助

本市では、平成 27 年度から家庭向けに住宅用省エネルギー・再生可能エネルギー設備の設置促進を目的とした補助制度として、eco ライフ促進支援事業補助金制度を実施しています。

令和 5 年度 設備別補助実績

対象設備	補助件数
家庭用燃料電池	4件
定置用蓄電池（パネル同時設置）	31件
定置用蓄電池（単独設置）	16件
ガスコジェネレーションシステム	28件

⑤市有施設への再生可能エネルギー等導入

本市では、下記の市有施設において再生可能エネルギー等を導入しています。

太陽光発電導入施設

施設名	最大出力 (kW)	竣工時期
昭和中央児童センター	6	平成 18 年 1 月
湿原の風アリーナ	10	平成 20 年 9 月
湖畔小学校	10	平成 23 年 11 月
中央小学校	10	平成 24 年 11 月
釧路小学校	10	平成 24 年 12 月
城山小学校	10	平成 27 年 2 月
桜が丘小学校	10	平成 27 年 2 月
春採中学校	10	平成 27 年 2 月
鳥取中学校	10	平成 27 年 2 月
鳥取小学校	10	平成 27 年 3 月
共栄小学校	10	平成 27 年 3 月
武佐小学校	10	平成 27 年 3 月
昭和小学校	10	平成 27 年 3 月
美原小学校	10	平成 27 年 9 月
興津小学校	10	平成 27 年 11 月
桜が丘中学校	10	平成 28 年 1 月
山花小中学校	5	平成 28 年 2 月
鶴野小学校	10	平成 28 年 3 月
大楽毛中学校	10	平成 28 年 6 月
阿寒湖義務教育学校	10	令和 2 年 12 月

バイオマス発電導入施設

施設名	最大出力 (kW)	竣工時期
大楽毛下水終末処理場	49	令和 4 年 3 月

⑥省エネ法の取り組み

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（通称、省エネ法）」では、年間のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kL 超の特定事業者に対し、中長期計画書および定期報告書の提出を義務付けています。

本市では、市長部局、教育部局、水道部局の 3 部局で特定事業者の指定を受けており、エネルギー使用量の多い市有施設を調査し効果的な設備改修、運用改善などを進めることで省エネルギーの推進に努めています。

また、定期報告書を基に全ての事業者を S、A、B、C の 4 段階にクラス分けする「事業者クラス分け評価制度」では、事業者のクラス分けに応じてメリハリのある指導が行われています。令和 5 年度は、水道部局が S クラス（優良事業者）と評価されました。

事業者クラス分け評価制度による評価

年度	市長部局	教育部局	水道部局
令和 3 年度	S	A	A
令和 4 年度	B	B	S
令和 5 年度	A	B	S

⑦次世代自動車の導入

本市では、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、公用車への次世代自動車の導入に取り組んでいます。

令和 5 年度は、次世代自動車 4 台（電気自動車 1 台、ハイブリッド車 3 台）を導入しました。

環境にやさしいエネルギーの導入促進

⑧釧路工業技術センターの運営

本市では、工業技術の研究開発や、技術者の技術向上を図るため、釧路工業技術センターを設置しています。釧路工業技術センターでは、民間事業者に対し、省エネルギー関連機器の開発支援や、再生可能エネルギーの導入検討の支援などを行いました。

⑨メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用

令和 4 年度からは大楽毛下水終末処理場で、汚泥処理の過程で発生するメタンガスを利用したガス発電事業を実施しています。

また、下水汚泥は、コンポスト化などにより、たい肥として有効活用しています。令和 5 年度は、発生した下水汚泥 4,080t を有効活用しました。

⑩自然と共生する再生可能エネルギーの導入推進

本市では、太陽光発電事業が自然と共生するものとなるよう、「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定し、令和5年7月1日より施行開始しました。

本ガイドラインは、10kW以上の事業用太陽光発電施設を対象に、設置するのに適当でないエリア

の設定、希少な野生動植物等への配慮等遵守事項、近隣住民への説明会の実施等について定めることで、自然環境への負荷が少ない発電施設の設置誘導を進めています。

また、設置にあたっては市への届出を義務付けており、令和5年度は5件の設置届を受理しています。

温暖化防止のための行動の推進

施策の方向性		取組
COOL CHOICE の推進	■「COOL CHOICE」を旗印とした取り組みの普及啓発を行います。 ■エコドライブを推進します。 ■WARM BIZ（ウォームビズ）の取り組みを普及啓発します。 ■再配達防止をはじめとした低炭素物流を普及促進します。 ■公共交通機関の利用を促進します。 ■グリーン購入など環境に配慮した商品の購入を推進します。	○COOL CHOICE の推進（P4 参照） ○次世代自動車の導入（P5 参照） ⑪環境家計簿の普及 ⑫エコドライブ講習会の実施 ⑬グリーン購入の普及啓発
地産地消の推進	■地産地消くしろネットワークによる活動を推進します。 ■地元の森林資源活用の取り組みを推進します。	⑭地産地消くしろネットワークによる推進活動 ⑮地元材の活用

COOL CHOICE の推進

⑪環境家計簿の普及

各家庭のエネルギー使用量を可視化することで、省エネとCO₂排出量削減を推進することを目的に、本市では環境家計簿を作成し、ホームページ等で配布しています。

また、北海道は環境省北海道地方環境事務所と連携し、家庭におけるCO₂排出量を可視化できるアプリ「北海道ゼロチャレ！家計簿」を配布しており、本市でも、出前講座やSNSを通じて普及を進めています。



⑫エコドライブ講習会の実施

本市では、自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、アイドリングストップなどの環境負荷の軽減に配慮して自動車を使用するエコドライブの普及、推進に努めており、市民を対象にした出前講座にて、エコドライブの紹介をしています。

⑬グリーン購入の普及啓発

リサイクル製品や省エネ型製品などの環境負荷の低い製品やサービスを積極的に購入するグリーン購入は、地球環境保全を進めるうえで重要な取り組みです。

本市では、「釧路市グリーン購入推進基本方針」を定め、グリーン購入に取り組んでおり、令和5年度のグリーン購入実績率は99.9%でした。

地産地消の推進

⑭地産地消くしろネットワークによる推進活動

地産地消の活動に地域一体となって取り組むため、生産者、流通事業者、支援団体などによる「地産地消くしろネットワーク」では、SNSによる情報発信や地場産品をテーマに、企業と連携したPRイベントを開催しています。

令和5年度 活動実績

イベント名	実施回数
地産地消親子イベント	2回
小学校への出前授業	18回
地産地消PRイベント	2回
地場産品を活用した料理教室	1回



⑮地元材の活用

本市は面積の約74%を森林が占めており、この豊かな森林資源を活用する取り組みを推進するため、平成22年に「釧路森林資源活用円卓会議」を設置し、令和5年度は全体会議を2回開催しました。

また、利用期を迎えたカラマツなどの地域材を高次加工し、それを地域内で利用する体制整備を目標とした「くしろ木づなプロジェクト」を実施し、商品開発や人材研修、普及啓発イベントを行いました。

低炭素型のまちづくりの推進

施策の方向性		取組
コンパクトなまちづくりの推進	■環境負荷の低い公共交通体系の構築に努めます。	⑯乗合タクシーの運行
温室効果ガスの吸収源対策	■市有林を整備し、森林吸収による温室効果ガスの削減を促進します。	⑰市有林の整備 ⑱植樹・育樹事業

コンパクトなまちづくりの推進

⑯乗合タクシーの運行

本市では、人口密度の低い郊外部など路線バスの採算性確保が困難となっている地域について、乗合タクシーの活用など地域の実態に即した公共交通体系の検討を行っています。

現在、3地区で予約制の乗合タクシーの運行をしており、利便性を損なうことなく、環境負荷の低い公共交通体系を確保しています。

令和5年度 運行実績

地区名	運行開始年	運行率
阿寒町布伏内地区	平成22年	37.9%
阿寒町仁々志別地区	令和元年	7.8%
桂恋・三津浦地区	令和2年	29.9%



乗合タクシー
(阿寒町仁々志別地区)



乗合タクシー
(桂恋・三津浦地区)

温室効果ガスの吸収源対策

⑰市有林の整備

本市では、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、市有林の整備を行っています。



年度	除・間伐面積 (ha)	市有林面積 (ha)
令和3年度	152.43	5,221
令和4年度	95.98	5,221
令和5年度	104.00	5,221

⑱植樹・育樹事業

本市では、花と緑の豊かなまちづくりを目的に市民参加による植樹祭を開催しているほか、植樹で植えられた樹を育てる「育樹」を行っています。

令和5年度 植樹実績

地区名	種類・本数	参加者数
釧路地区	ミズナラ 5本	12人
阿寒地区	クロエゾマツ 300本	108人
音別地区	エゾヤマザクラ 10本	20人



令和5年度育樹事業
(釧路地区)



令和5年度釧路市民植樹祭
(阿寒地区)



令和5年度釧路市植樹祭
(音別地区)

地球温暖化対策の総合的・効果的な推進

施策の方向性		取組
市の総合的な取り組み	■ 釧路市地球温暖化防止実行計画を策定し推進していきます。 ■ 環境配慮契約方針を策定し、導入可能なものから環境配慮契約に取り組みます。 ■ 釧路市地球温暖化対策地域協議会と連携し、啓発活動について検討を進めます。	①9 地球温暖化防止実行計画の策定・推進 ②0 釧路市役所環境配慮指針の推進 ④ 環境配慮契約方針策定の検討 ②2 釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定・推進
気候変動適応への取り組み	■ 気候変動適応策について検討を進めていきます。	②3 気候変動適応策の検討

市の総合的な取り組み

①9 地球温暖化防止実行計画の策定・推進

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）にあたる「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の事務事業における温室効果ガス削減の取り組みを進めています。

第5期計画で温室効果ガス排出量の削減目標を平成25年度比で50.0%以上としているところ、令和5年度は18.9%の削減となりました。

本市の事務事業における温室効果ガス排出量（単位:t-CO2）

温室効果ガスの種類		2013(H25) (基準年)	2023(R5)	基準年比率 (2023(R5))
一酸化炭素	電気	43,508	31,317	▲28.0%
	A重油	12,842	8,679	▲32.4%
	都市ガス	3,318	5,167	55.7%
	熱供給	2,634	2,829	7.4%
	灯油	3,073	3,736	21.6%
	軽油	762	777	2.0%
	ガソリン	535	479	▲10.5%
	LPG	149	92	▲38.3%
メタン		1,575	2,321	47.4%
一酸化二窒素		1,588	1,336	▲15.9%
HFC		2	3	1.5%
計		69,986	56,736	▲18.9%

※メタン、一酸化二窒素、HFCの排出量は地球温暖化係数による二酸化炭素換算値。

②0 釧路市役所環境配慮指針の推進

本市の事務事業における省資源・省エネルギー、リサイクル製品の利用拡大、ごみの減量などを推進するため、「釧路市役所環境配慮指針」に基づき、環境配慮行動の率先実行やポスター掲示による啓発などに努めています。

④ 環境配慮契約方針策定の検討

環境配慮契約は、入札にあたって価格に加えて環境性能を含めた総合的な評価や裾切りをしたりすることによって、最も優れた製品やサービスなどを提供する者と契約する仕組みです。本市でも、市有施設

から排出される二酸化炭素を削減するため、低炭素電力に係る契約方針導入について検討を進めています。

②2 釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定・推進

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体実行計画（区域施策編）にあたる「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を、第2次釧路市環境基本計画に含める形で策定しています。

令和6年3月には、当該計画部分を改定し、令和12年度の二酸化炭素排出量を平成25年と比較して48%削減することを目標としました。これに伴い、目標達成に向けた取組も拡充し、自家消費型の再生可能エネルギー導入促進や、事業者の脱炭素化支援、ブルーカーボンの推進などを盛り込んでいます。

本計画の推進にあたり、啓発方法の検討や地域の取り組みの情報共有のため、釧路市地球温暖化対策地域協議会を設置しており、令和5年度は協議会として市内5カ所でパネル展を実施しました。

気候変動適応への取り組み

②3 気候変動適応策の検討

環境省が設立した「気候変動適応北海道広域協議会」の構成員として、道内における気候変動の影響や適応策に関する研究の情報収集を行っています。また、SNSなどを活用して気候変動の現況や、家庭で実施できる適応策を紹介することで、広く市民への周知に努めています。

令和6年3月には、第2次釧路市環境基本計画に含める形で「釧路市気候変動適応計画」を策定しました。この計画では、各分野における気候変動の影響を整理し、本市が行う適応策を示しています。

第2節 循環型社会の形成

1

ごみの減量化とリサイクルの推進

【1】環境の状況

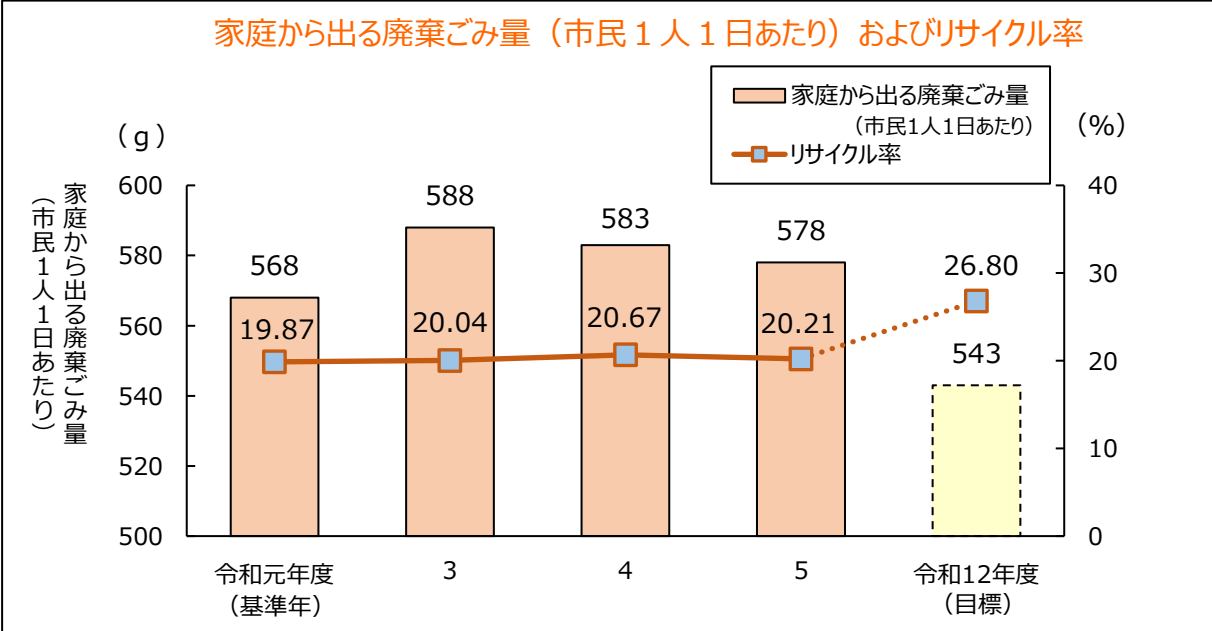
関連するSDGs

12 つくもの責任 つかう責任

本市の家庭から排出される廃棄ごみ量は、道内主要都市の中で比較的高い水準にあります。その背景には、高齢化や単身世帯の増加に加え、商品の個包装化や使い捨て商品の増加といった消費行動の変化が影響していると考えられます。また、ネット通販の拡大や食品廃棄の増加など、廃棄物の種類や量が多様化しており、適切な対応が求められています。こうした中で、限られた資源を活用するためには、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）を推進するとともに、資源物の分別排出を徹底することが重要です。

本市では、市民と協力しながら循環型ライフスタイルを広げ、ごみ全体の減量とリサイクルの推進を目指した取り組みを進めています。

目標の進捗状況



※廃棄ごみとは、資源物以外の「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」のことをいいます。

目標と管理指標

指 標	2019年度 (令和元年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
ごみ排出量	68,857t	65,105t	63,440t	62,597t (6,260t以上減量)
家庭から出る廃棄ごみ量 (市民1人1日あたり)	568g	583g	578g	543g (25g以上減量)
リサイクル率	19.87%	20.67%	20.21%	26.80% (6.93pt以上増加)

〔2〕 施策

ごみの減量化とリサイクルの推進

	施策の方向性	取組
ごみ減量化の推進	■ ごみ発生・排出抑制に向けた行動を推進していきます。 ■ 市民・事業者などと協働し、ごみの減量化に向けて取り組んでいきます。 ■ 食品ロス削減に向けた、普及啓発を進めていきます。 ■ 生ごみの水切りや堆肥化による減量化・資源化を推進します。 ■ 公共施設からの廃棄物の減量化・資源化に努めます。 ■ 不要となったものを、再利用する取り組みを継続して進めていきます。 ■ 未・低利用水産物の有効利用を促進します。	① 家庭における食品ロスの削減の推進 ② 飲食店などと連携した食品ロス削減の推進 ③ コンポスト化容器購入補助 ④ 電気生ごみ処理機購入補助 ⑤ 出前講座や生ごみ減量講習会の実施 ○ 釧路市役所環境配慮指針の推進（P8 参照） ⑥ リサイクル情報バンクの実施 ⑦ リサイクルフェアの開催 ⑧ 未・低利用水産物の有効利用の促進
リサイクルの推進	■ 市民へ、分別・排出を行う必要性や実施の効果などについて普及啓発していきます。 ■ 市民や団体などに対し、集団資源回収が取り組みやすい環境づくりを進めていきます。 ■ 資源物の回収拠点を増やすなど、利便性の向上を検討していきます。 ■ 廃棄物の再資源化に向けた調査などを進めていきます。	⑨ バス見学会の実施 ⑩ 環境教育授業の実施 ⑪ 資源物の排出指導 ⑫ 金属類・廃食用油などのリサイクル（売却） ⑬ 集団資源回収奨励金制度の実施 ⑭ 使用済み小型家電リサイクルの取組 ⑮ 廃棄物の資源化に向けた調査・研究

ごみ減量化の推進

① 家庭における食品ロスの削減の推進

本市では、市民の食品ロス削減に対する理解を深め、各家庭や職場で実際に取り組んでもらえるよう、イベント等で周知・啓発を行っています。さらに、市内商業施設において、家庭で不要となった食品を

集め、食品を必要とする方々に提供する「フードドライブ」を事業者や市民団体と連携し実施しています。この取り組みにより、食品ロスの削減だけでなく、地域における助け合いや資源の有効活用を促進しています。

令和5年度の啓発活動実績	回数
市広報誌への掲載	6回
広報誌「環境ニュース」への掲載	1回
イオンモール釧路昭和でのフードドライブの実施（毎月5日～11日受付）	12回
イベント形式でのフードドライブの開催（イオンモール釧路昭和、くしろ消費者まつり）	2回
インスタグラム・フェイスブックでの情報発信	通年



フードドライブの開催（イオンモール釧路昭和）

②飲食店などと連携した食品ロス削減の推進

本市では、飲食店などにおける食品ロス削減の取り組みとして、宴会や会食での食べ残しを減らす「30・10（さんまるいちまる）運動」の普及啓発に事業者の協力を得ながら取り組んでいます。

また、令和5年度には、食品ロス削減の意識向上を目的に、市内商業施設でパネル展を実施しました。

令和5年度の啓発活動実績

食品ロスパネル展の開催

イオンモール釧路昭和（10/1～31）

コープさっぽろ貝塚店（10/10～19）

「30・10 運動」の普及啓発（12月～1月）



食品ロスパネル展（コープさっぽろ貝塚店）

③コンポスト化容器購入補助

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化によるリサイクルの促進を図るため、生ごみ堆肥（コンポスト）化容器の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。

令和5年度は12件助成し、制度開始からの累計で4,547件助成しました。



④電気生ごみ処理機購入補助

ごみの減量をより一層促進するため、電気生ごみ処理機の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。令和5年度は7件助成し、制度開始からの累計で1,465件助成しました。



⑤出前講座や生ごみ減量講習会の実施

廃棄物の減量およびリサイクルについて、出前講座や生ごみ減量講習会を行っています。令和5年度は、出前講座を5回開催し、136人の市民が受講しました。また、生ごみ減量講習会を4回開催し、85人の市民が参加しました。

⑥リサイクル情報バンクの実施

リサイクル情報バンクは、再使用の促進とごみの減量を図る目的で、市が窓口となり、家庭で不用となった家具や自転車などを必要とする人へ紹介することで有効に活用してもらう制度です。

令和5年度は105件の情報が寄せられ、うち39件について再使用が図られました。

⑦リサイクルフェアの開催

不用品の再使用を図るため、家庭から粗大ごみ排出の際に提供された、自転車を低廉な価格で販売するリサイクルフェアを開催しています。



収益はリサイクル活動の普及啓発などに活用しており、令和5年度は、7月12日～13日に開催し、59台を出品しました。

⑧未・低利用水産物の有効利用の促進

本市では、未・低利用水産物を利用した製品の開発を行っています。

令和5年度は、小型マイワシを利用し、天然調味料（魚醤、節類）を開発しました。



マイワシ魚醤

リサイクルの推進

⑨バス見学会の実施

「夏休み！親子で資源物の収集から再商品化までの見学会」を開催し、家庭でのごみ分別や資源活用を考える機会を提供しました。令和5年度は紙資源リサイクルの工程を紹介し、資源循環と地域産業への理解を深めていただきました。



令和5年度開催実績

開催日	7月25日、8月3日、7日（3回）
参加者数	32名（16組）
見学先	釧路市リサイクルセンター 王子マテリア(株)釧路工場

⑩環境教育授業の実施

本市は、令和4年に株式会社 JEPLAN と包括連携協定を締結し、使用済ペットボトルを原料として再びペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」リサイクルや環境教育を推進しています。

令和5年度は愛国小学校で、同社と連携し、ペットボトルリサイクルの仕組みを学ぶボードゲーム「リサイコロ」を使った環境教育授業を実施しました。



⑪資源物の排出指導

本市では、資源物の排出指導の取り組みとして、ホームページやチラシによる啓発、適正排出啓発看板の設置、アパート・マンションオーナー・管理会社へ適正排出に向けた協力依頼を行っています。

令和5年度は7件の協力依頼を行いました。

⑫金属類・廃食用油などのリサイクル（売却）

資源物の有効利用や処分経費の節減を目的として、小・中学校給食センターや市立釧路総合病院から排出される廃食用油と金属類、廃ポリ容器をリサイクル業者に売却しています。令和5年度は廃食用油829kg、廃油3,245L、金属類14,770kg、廃ポリ容器663kgを売却しました。

⑬集団資源回収奨励金制度の実施

町内会、自治会、老人クラブなどを対象に、資源物（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック）の回収量に応じ、1kgあたり2円の奨励金を交付しています。

令和5年度は284団体に3,019千円を交付しました。

⑭使用済み小型家電リサイクルの取組

各家庭から排出される小型家電に含まれるレアメタルなどの有用金属を再資源化するため、不燃ごみ、粗大ごみの中からピックアップ方式で小型家電を回収しています。また、市役所本庁舎および各行政センターに小型家電回収ボックスを設置し、回収を行っています。

令和5年度は26.84t回収しました。

⑮廃棄物の資源化に向けた調査・研究

本市では、微生物を活用した生ごみ分解消滅型の実証実験を実施しており、家庭での導入による効果や活用可能性について研究を進めています。また、プラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチック廃棄物の排出、収集、再資源化のルート構築や、コスト面の課題を含めた効果的な再資源化手法の調査・研究を進めています。

バイオマスの利活用

施策の方向性		取組
バイオマスの利活用	■ 下水汚泥や家畜排せつ物の有効利用を促進します。	○ メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用（P5参照）
	■ 木質ペレットの利用を促進します。	⑯ 有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導 ⑰ 木質ペレットの利用促進

バイオマスの利活用

⑯有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導

家畜排せつ物による河川の水質汚濁や悪臭などの環境の悪化を防止し、資源としての有効活用を図るため、釧路市有機質肥料活用センターにおいて、家畜排せつ物の回収、処理、有機質資源化が行われています。

⑰木質ペレットの利用促進

木材のエネルギー利用は、樹木の成長過程における光合成によって、燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないとされており、カーボンニュートラルに貢献する貴重なエネルギーとして期待されています。市役所本庁舎および音別町行政センターでは、ペレットストーブの展示を通して、ペレット燃料をはじめとした木質バイオマスの利用の普及に努めています。

ごみの適正処理

【1】環境の状況

関連する

SDGs



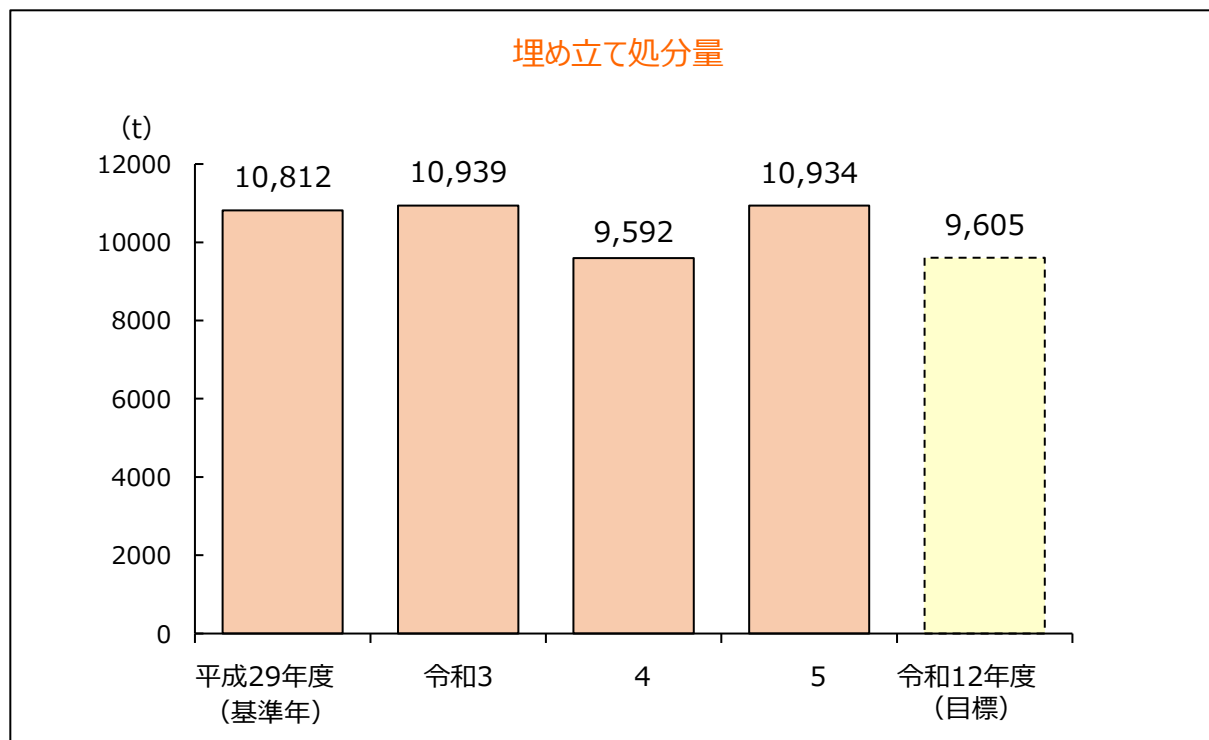
廃棄物処理事業は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に、収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階を適正かつ効率的に行い、循環型社会の実現と地球温暖化防止に貢献しています。収集・運搬では、市民サービスの向上と効率化を図り、分別排出されたごみを適切に処理し、資源化につなげています。中間処理では、ごみを種類別に適切に処理し、再利用資源の確保やエネルギー回収を進めています。

最終処分では、減量化・無害化した処理残さを埋立処分し、資源物回収や熱回収を通じて最終処分量の削減と処分場の延命化に努めています。

また、市民との協働による清掃活動や SNS を活用した啓発活動を通じ、適正排出の推進や環境意識の向上に取り組んでいます。

今後も、自然環境を守りながら、持続可能な廃棄物処理を目指してまいります。

目標の進捗状況



目標と管理指標

指 標	基準年 2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
埋め立て処分量	10,812t	9,592t	10,934t	9,605t (1,207t以上減量)

※最終処分場を使用する6市町村の合計

〔2〕施策

ごみの適正処理の推進

施策の方向性		取組
環境美化の推進	■ 日常的なパトロールや排出ルールなどの指導によりごみステーションの管理支援に努めます。 ■ 町内会や分別収集協力員などのごみステーション美化を支援します。 ■ 「釧路市みんなできれいな街にする条例」に基づいた、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。 ■ 共同住宅所有者や仲介業者に対し、共同住宅居住者への分別・排出ルールの働きかけを進めます。	① 地域パトロールによる適正排出指導 ② 分別収集推進協力員との連携・協力 ③ ごみ分別帳の作成・配布 ④ 市民との協働による清掃活動 ⑤ 釧路市 LINE 公式アカウントによるごみ出し支援
高齢者などへの対応	■ 要介護者などのごみ排出困難者を支援するため、「ふれあい収集」の効率的な運用による対応などを検討していきます。	⑥ ふれあい収集事業の実施
産業廃棄物の適正処理	■ 建設資材廃棄物などの有効利用を促進します。	⑦ 建設資材廃棄物などの有効利用 ⑧ 釧路広域連合清掃工場における事業系ごみの展開検査の実施
廃棄物処理施設の整備	■ 釧路市資源リサイクルセンターなどの中間処理施設の適正な維持管理を継続していきます。 ■ ごみの減量化を徹底し、最終処分場への埋め立て処分量削減に努めます。 ■ 新たな最終処分場の整備を進めています。	⑨ 中間処理施設の管理運営 ⑩ 釧路広域連合との連携 ⑪ 効率的な収集体制の検討 ⑫ 最終処分場の検討・整備

環境美化の推進

① 地域パトロールによる適正排出指導

本市では、ごみの散乱の原因となる不適正排出ごみについて地域パトロールを毎日実施しています。また、排出者を特定できた場合は、排出者への直接的な指導を実施しています。

令和 5 年度は 222 件の排出指導を行いました。

② 分別収集推進協力員との連携・協力

ごみの適正な分別を推進するため、町内会から推薦を受けた方を分別収集推進協力員として登録（令和 5 年度 518 名登録）し、正しいごみの分別やごみの排出環境の維持に取り組んでいます。

③ ごみ分別帳の作成・配布

ごみの分別・排出方法をお知らせする排出ルールハンドブック「ごみ分別・早見表ハンドブック」を作成し、転入者への配布や、市公共施設や郵便局に備え付けています。令和 5 年度はごみ分別帳 5,500 部を作成しました。



④市民との協働による清掃活動

本市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体が構成する「釧路市マチをきれいにする推進協議会」の主導のもと、きれいで住みよいまちづくりに努めるために、清掃思想の啓発や清掃運動の実践に取り組んでいます。

●清掃意識啓発活動

本市では、連合町内会や自治会等と連携し全市一斉清掃の実施や市内商業施設でのポイ捨て防止街頭啓発活動により、市民と協働した美しい街づくりを推進しています。



ポイ捨て防止街頭啓発

令和5年度 啓発活動実施状況

行事	参加人数・実施場所
ポイ捨て防止街頭啓発	イオンモール釧路昭和出入口 10月24日実施

●清掃運動の実践

市民参加型の清掃イベントの開催や、市内の団体や事業者における清掃活動を支援する「釧路市クリーンパートナー制度（登録団体数 23 団体）」等清掃運動の推進を行っています。近年では、市民ボランティア団体による自主的な清掃活動が活発化し、認定こども園の園児による清掃等活動の幅が広がってきています。

令和5年度 清掃活動実施状況

行事	参加人数
春の一斉清掃	197 町内会（約 5,531 人）
春採公園クリーン作戦	28 団体（263 人）
集まれ！ごみひろい隊会（春）	24 団体（200 人）
集まれ！ごみひろい隊会（秋）	24 団体（175 人）
秋の自主清掃	152 町内会（約 4,003 人）



保育園児による清掃活動



集まれ！ごみひろい隊会

●清掃思想の普及

小学校および義務教育学校の3・4年生を対象に「市民みんなできれいなマチに」をテーマとしたポスターコンクールを実施しました。応募作品は、市内商業施設で展示会を開催したほか、市ホームページや釧路新聞に掲載しました。また、株式会社釧路厚生社のご協力でごみ収集車両へ掲示しています。



ポスターコンクール展示



ごみ収集車両への掲示

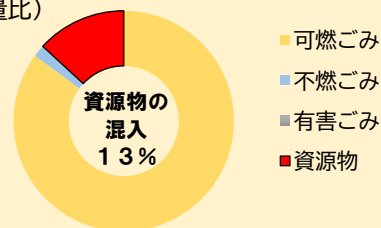
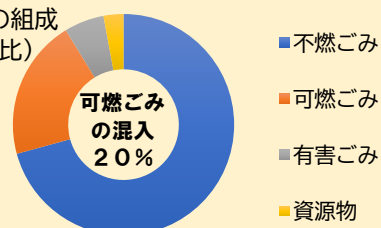
ごみの組成分析調査

「ごみ」と言っても、中には「紙ごみ」「プラスチックごみ」「生ごみ」などさまざまな種類があり、使えなくなったものだけでなく、まだ使えるものやリサイクル可能な資源も含まれます。

本市では、家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を調査し、ごみ減量やリサイクル推進の基礎資料として活用しています。

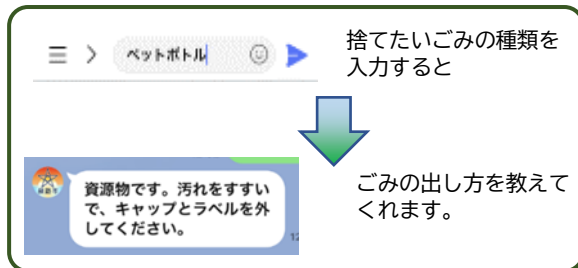
さらに、ごみの性質を把握するための調査を行い、収集方法や処理施設の整備、施策の計画づくりに欠かせない大切なデータとして活用しています。

令和4年度組成分析調査結果

可燃ごみの組成
(湿重量比)不燃ごみの組成
(湿重量比)

⑤ 釧路市LINE公式アカウントによるごみ出し支援

LINEを活用し、ごみの分別や排出の仕方が分からない場合に、検索できるサービスを実施しています。また、ごみの出し忘れがないよう、収集日のお知らせ配信を行っています。



高齢者などへの対応

⑥ ふれあい収集事業の実施

本市では、高齢者や障がいを持つ方々の生活を支えるため、「ふれあい収集事業」を実施しています。この事業は、ごみの排出が困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、市職員が戸別に訪問し、家庭ごみを収集する取り組みです。

令和5年度末時点で940世帯を対象とし、地域社会の中で誰もが安心して生活できる環境を目指しています。またこの事業は、ごみの収集だけでなく、訪問時に住民の安否確認を行う機会にもなっており、地域の見守り体制の一環としても重要な役割を果たしています。

産業廃棄物の適正処理

⑦ 建設資材廃棄物などの有効利用

本市では、公共事業によって発生する建設資材廃棄物の再使用や再生利用を、供給のバランスや技術的な支障とならない範囲で行っています。

令和5年度は、道路整備事業において、配合率20%のアスファルト再生合材を3件の工事に、再生コンクリート骨材を6件の工事に使用しました。

また、釧路広域連合清掃工場から排出される溶融スラグ451tを道路の路盤材に使用するなど、資源の有効利用を図っています。

⑧ 釧路広域連合清掃工場における事業系ごみの展開検査の実施

本市では、資源ごみの分別促進、産業廃棄物等の搬入防止のため事業系ごみの内容物検査（展開検査）を実施しています。分別が不十分であったり、産業廃棄物などの混入があったりした場合は、

持ち帰りの措置や指導を行うことで、ごみの正しい分別を啓発しています。

令和5年度は、12日間、11業者（25台）の検査を実施しています。

廃棄物処理施設の整備

⑨ 中間処理施設の管理運営

最終処分場へごみを埋め立てる前に、中間処理施設で選別をすることで埋め立て量を削減し、最終処分場の使用可能年数を延ばしています。中間処理施設には、資源物として回収した新聞紙などの古紙を選別するリサイクルセンターのほか、不燃ごみ・粗大ごみから資源化可能な金属の回収や、焼却可能なものを選別する粗大ごみ処理センターがあり、適切な処理に努めています。

令和5年度 回収された資源物の再資源化量

資源物	再資源化量 (t)
古紙類	3,186
缶類	513
びん類	1,431
白色トレイ	23
ペットボトル	1,002
金属類	964

⑩ 釧路広域連合との連携

釧路広域連合は、北海道のごみ処理の広域化計画を踏まえ策定した釧路総合振興局管内ごみ広域処理基本計画に基づき、可燃ごみの広域処理を目的に、平成14年に設立された特別地方公共団体で、市町村合併、弟子屈町や厚岸町の加入により、現在は6市町村により構成されています。

釧路広域連合では、広域ごみ焼却施設を運営し、徹底した公害防止、熱エネルギーの有効利用、資源物循環の推進を図りながら可燃ごみの広域処理を行っています。

令和5年度は60,294tのごみを処理しました。うち、釧路市のごみ量は47,420tです。

⑪ 効率的な収集体制の検討

高齢化率の上昇に伴い、ふれあい収集対象世帯が年々増加しています。これらに対応するため市では、清掃事業検討委員会を開催し、収集車両の台数や車両選択など、ごみ収集体制の検討を進めています。

また、収集運搬業者から収集体制に対する聞き取りを行い、より効率的なごみ収集ルートの有在りなどを検討しました。

⑫最終処分場の検討・整備

建設工事を進めていました最終処分場が令和5年度に完成しました。
埋立期間は、令和6年度から令和20年度までの15年間で予定しています。



最終処分場の全景（2024.5撮影）

ポイ捨て・不法投棄の防止

施策の方向性		取組
不法投棄対策の強化	■ 巡視パトロールを継続し、不法投棄の未然防止に努めます。 ■ 「自然の番人宣言」による取り組みを進め、ごみの不法投棄の撲滅に努めます。	⑬ 不法投棄監視パトロールの実施 ⑭ ごみポイ捨て防止対策の推進 ⑮ 放置自動車の対策 ⑯ 家電リサイクル法に則った適正排出指導 ⑰ 自然の番人宣言によるごみの不法投棄防止の啓発活動

不法投棄対策の強化

⑬不法投棄監視パトロールの実施

テレビ、洗濯機、冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品や一般ごみの不法投棄に対処するため、本市では、市民啓発、看板や監視カメラの設置などの様々な未然防止活動を行っています。
令和5年度は不法投棄多発地帯で241回の重点パトロールを実施し、新たに監視カメラ1台を設置しました。不法投棄を発見した際には、投棄者の調査などを行っています。

には撤去命令を、所有者が不明の場合は放置自動車を廃自動車と認定したうえで撤去を行っています。

令和5年度 放置自動車の発生確認および撤去の状況

内 訳	台数
令和4年度から繰り越した車両	5
新たに確認した車両	8
撤去した車両	7
国や道に移管した車両	0
調査終了とした車両	0
令和6年度に繰り越した車両	6

⑭ごみポイ捨て防止対策の推進

ごみの散乱を防止するための総合的な対策として、「釧路市みんなできれいな街にする条例」を制定しており、美観推進重点区域を指定しています。この区域内で空き缶などおよび吸殻などを投棄した場合、市は、持ち帰りや回収などの必要な措置について命令することができます。命令に違反した場合、3万円以下の罰金を課すこととしています。



市内に放置された自動車

⑮放置自動車の対策

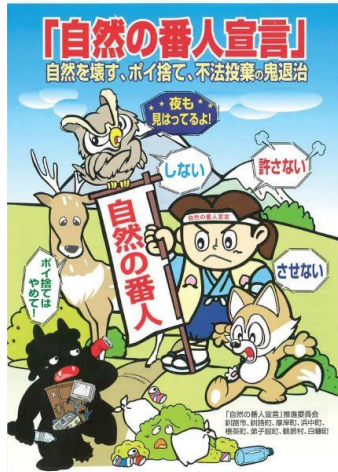
道路や公園に放置されている自動車は、街の景観を損なうばかりでなく、交通の障害、子どもの危険な遊び場、放火、ごみの投棄場所になるなど様々な悪影響を及ぼしています。
本市では、釧路市自動車放置防止条例に基づき放置自動車の調査を行い、所有者が判明した場合

⑯家電リサイクル法に則った適正排出指導

本市では、巡回パトロールを実施しており、家電リサイクル法対象品を発見した際に、投棄者が特定できた際は排出指導を行っています。
令和5年度は1件の排出指導を行いました。

⑰ 自然の番人宣言によるごみの不法投棄防止の啓発指導

本市では、ごみの不法投棄対策として、監視や、関係行政機関による情報交換および合同現地調査を目的としたパトロールなどの取り組みを進めています。このほか、釧路管内 8 市町村による取り組みとして、「自然の番人宣言」を制定しています。



第3節 自然との共生社会の実現

1 生物多様性の確保

【1】環境の状況

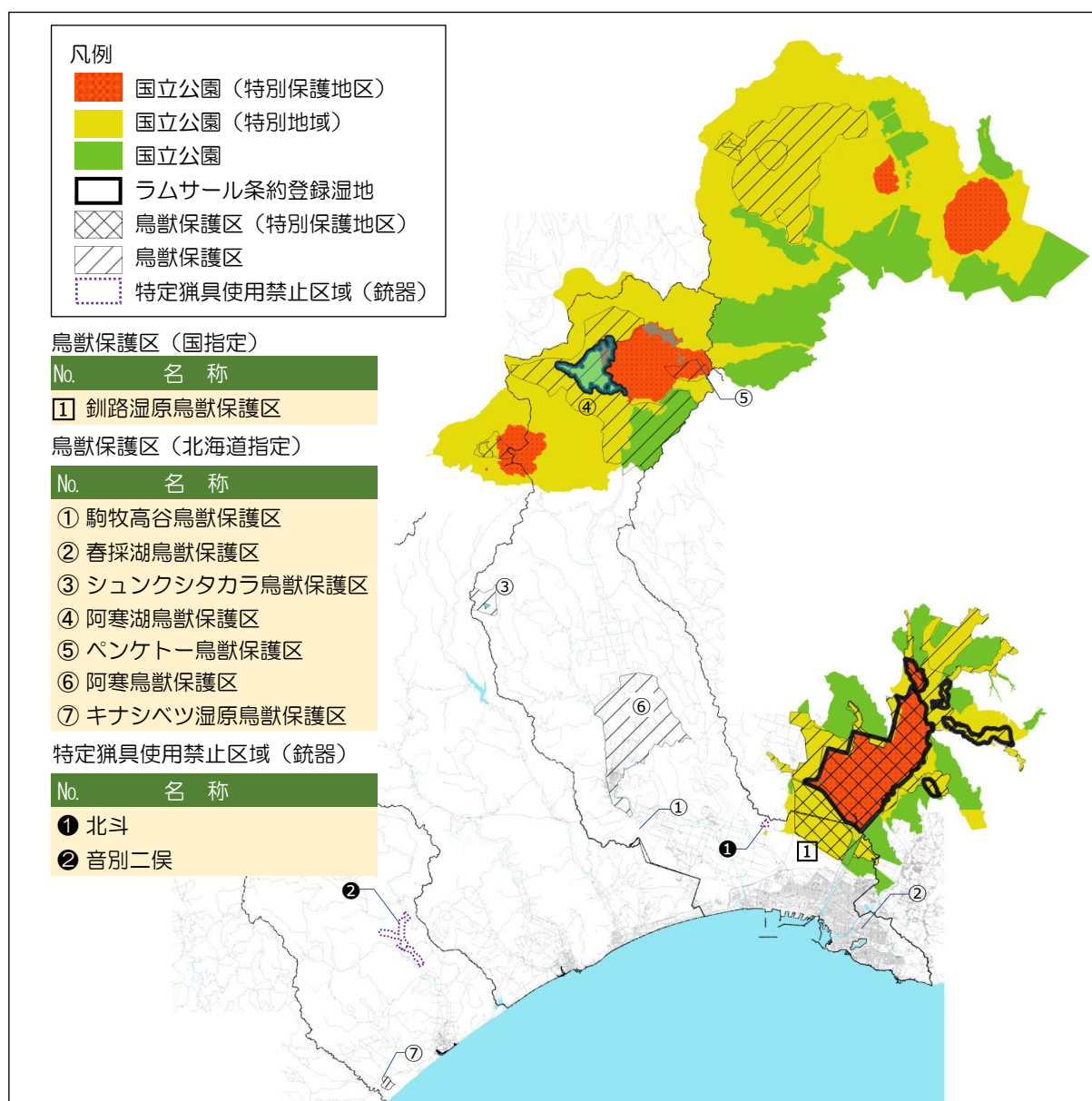
本市は、太平洋に面し、釧路川や釧路湿原、春採湖・阿寒湖・馬主来沼などの湖沼、阿寒・音別地域における広大な森林など、多彩で雄大な自然環境に恵まれた都市です。この自然環境に抱かれ、特別天然記念物のタンチョウをはじめとする野生動物が数多く生息しています。

関連する
SDGs



都市化が進む中、動植物の生息・生育環境の縮小や有害鳥獣の増加、外来種による問題など、生態系に少なからず影響が現れ始めています。そのため、自然環境の保全と動植物の保護管理、外来種の防除などの対応が必要となります。

国立公園および鳥獣保護区の指定状況



国立公園、鳥獣保護区 GIS データ(環境省生物多様性センター)を基に、釧路市環境保全課が作成

釧路湿原の法令など指定状況

区分		指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
釧路湿原 国立公園	特別保護地区	6,490	-	自然公園法
	第1種特別地域	2,321	-	
	第2種特別地域	7,663	1,926	
	第3種特別地域	3,303	109	
	普通地域	9,011	560	
	合計	28,788	2,595	
国指定釧路湿原鳥獣保護区 (うち特別保護区)		17,241 (9,829)	1,975 (1,687)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
ラムサール条約登録湿地		7,863	-	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定天然記念物「釧路湿原」		5,012	-	文化財保護法
鳥通学術自然保護地区		7.05	-	北海道自然環境等保全条例

阿寒湖温泉地区の法令など指定状況

区分		指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
阿寒摩周 国立公園	特別保護地区	10,460	5,704	自然公園法
	第1種特別地域	20,718	3,221	
	第2種特別地域	24,299	10,469	
	第3種特別地域	17,386	3,703	
	普通地域	18,550	2,501	
	合計	91,413	25,598	
ラムサール条約登録湿地		1,318	1,318	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定特別天然記念物 「阿寒湖のマリモ」		-	-	文化財保護法

釧路地域で確認されている動植物の種類

種類	釧路地域※	北海道※	全国※
植物（裸子植物、被子植物、シダ植物）	1,005	2,250	約 7,000
哺乳類	28	66	160
鳥類	237	501	約 700
両生類・は虫類	8	21	191
魚類（汽水・淡水魚類）	37	87	約 400
昆虫類	959	11,241	約 32,000

※ 釧路地域の数値は「平成16年度釧路市自然環境現況解析事業報告書」（釧路市 2005年）による。
 ※ 北海道の数値は「北海道レッドリスト」による。
 ※ 全国の数値は「環境省レッドリスト2020」の評価対象種数による。

「北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック2001」
に記載されている希少野生動植物の種類

種類	本市で見られる希少種			
		釧路 地域	阿寒 地域	音別 地域
植物	81	60	32	3
鳥類	31	24	15	2
両生類	2	1	2	0
魚類	9	7	4	1

「北海道の外来種リスト 北海道ブルーリスト2010」
に記載されている外来種の種類

種類	本市で見られる外来種			
		釧路 地域	阿寒 地域	音別 地域
植物	162	144	75	63
哺乳類	4	4	4	1
鳥類	2	1	0	2
魚類	3	3	2	0
その他	1	1	1	0

〔2〕 施策

自然環境の保全

施策の方向性		取組
釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の保全	■ 国、北海道、関係町村と連携し、2つの国立公園の自然環境の保全と整備の促進を図ります。	①釧路湿原国立公園連絡協議会 ②釧路湿原を美しくする会 ③釧路湿原自然再生事業 ④阿寒湖畔ビジターセンター運営推進協議会
阿寒湖の保全	■ 国、北海道、関係町村と連携し、マリモを中心とした阿寒湖の生物多様性を確保するため、世界遺産登録を目指した推進活動の展開と保全体制の整備を行います。	⑤阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議
春採湖の保全	■ 春採湖の水質を調査し、現況の把握に努めます。 ■ 春採湖環境保全計画を策定し推進します。	⑥春採湖調査会 ⑦春採湖環境保全計画の推進
河川などの保全	■ 準用河川および普通河川の維持管理を行います。	⑧河川の維持管理
緑地の保全	■ 関係機関や市民との連携協力、法制度などの適正な運用や土地利用の適正な誘導により、緑地の保全に努めます。	⑨地域制緑地などの制度活用状況 ⑩釧路湿原の保護、保全を図るための都市的土地利用の考え方

釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の保全

① 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原を取り囲む釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村と環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局で組織され、事務局を市環境保全課に設置し、国立公園の適切な保護および利用に係る施策、普及啓発の推進などを実施しています。

自然保護思想の普及啓発を図るため、温根内ビジターセンターと塘路湖エコミュージアムセンターを拠点に、自然ふれあい活動を月に2～4回実施しています。また、釧路管内在住の子どもを対象とした「こどもレンジャー」登録制度を設け、自然観察や工作などの活動を行うほか、国立公園の美化清掃活動を毎年実施しています。さらに、釧路湿原国立公園のガイドブックやホームページ、SNS等を活用し、釧路湿原国立公園に関する情報を提供しています。



クリーンデーの活動



こどもレンジャーの活動

令和5年度 釧路湿原こどもレンジャー活動実績

イベント名	開催日	参加人数
春採湖 ウチダザリガニ捕獲体験&解剖観察会	8月19日	6
ラムサール条約釧路会議30周年記念 子ども霧多布バスツアー	9月23日	8
塘路湖でワカサギ釣り体験++	2月17日	13

② 釧路湿原を美しくする会

釧路湿原国立公園の美化清掃を目的として組織された「釧路湿原を美しくする会」は、4支部で構成されており、それぞれ清掃活動を行っています。釧路市支部は市環境保全課に設置され、毎年釧路市湿原展望台とその周辺の清掃を行っています。

③ 釧路湿原自然再生事業

釧路湿原の自然再生を進めるために、平成15年11月に「釧路湿原自然再生協議会」が設立されました。

協議会では、「釧路湿原自然再生全体構想」に沿って関係機関や地域住民と連携し、湿原生態系の保全・再生や旧川復元などの事業を行っています。

④阿寒湖畔ビクターセンター運営推進協議会

阿寒湖畔ビクターセンターは、阿寒摩周国立公園西地区・阿寒湖周辺の自然散策の利用拠点として、環境省によって整備された施設です。運営は釧路市、足寄町、関係行政機関、教育機関、自然保護団体などで構成する「阿寒湖畔ビクターセンター運営推進協議会」によって行われています。同協議会は阿寒湖畔ビクターセンターの運営管理と阿寒摩周国立公園内の自然環境維持および適正な利用の推進等を目的として各関係機関の連絡調整を図り、自然ふれあい活動や美化清掃の推進などを通して、自然を保護・美化していく考えの普及に努めています。

阿寒湖の保全

⑤阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議

希少なマリモが生育する阿寒湖の自然環境を適切に保全するため、世界自然遺産登録を目指し、釧路市、弟子屈町、足寄町、国、北海道などの機関、地元関係団体などによる「阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議」を設置しています。

情報の共有と発信、地域一丸となった登録推進活動の展開、そしてこれらを通じた自然環境の保全を行う体制を整備し、学識者による学術的知見の集積、調査研究活動の進捗状況などに応じて連絡会議を開催しています。

春採湖の保全

⑥春採湖調査会

本市では、春採湖とその周辺の自然環境保全を目的に、春採湖調査会を組織し、自然環境に関する専門分野からの分析のほか、春採湖調査報告書・春採湖レポートを発行し、市のホームページに掲載しています。

また、春採湖に関するパネル展を毎年実施し、普及啓発に取り組んでいます。

⑦春採湖環境保全計画の推進

本市では、北海道などの関係機関と連携し、春採湖の水質浄化と環境整備を総合的・計画的に進めるため、春採湖環境保全対策協議会を組織し、春採湖環境保全計画を策定しています。

現在は、令和8年度までの第4次計画に基づいた取り組みを行っています。

第4次春採湖環境保全計画 水質保全目標

水質項目	環境基準	期間目標	備考
化学的酸素要求量(COD)	5.0 mg/L以下	7.0 mg/L以下	75%値
全窒素(T-N)	1.0 mg/L以下	-	年平均値
全リン(T-P)	0.1 mg/L以下	-	年平均値

第4次春採湖環境保全計画 塩分の管理目標

項目	管理目標
湖内上層（淡水層）と下層（停滞塩水層）の境界となる塩分躍層	年間を通して水深約3m

第4次春採湖環境保全計画 生物による環境指標

項目	指標
ヒブナ	春採湖ヒブナ生息調査において継続的にヒブナが捕獲されること
野鳥	湖周辺において継続的に、水鳥（カイツブリ、マガモ、クイナ、バン、オオバン）のうち3種以上の繁殖行動（ヒナ個体の確認も含む）が確認されること
水草	湖岸の沈水植物（マツモ、リュウヒゲモ）について、継続的な生育が確認されること

河川等の保全

⑧河川の維持管理

本市では、準用河川および普通河川の浚渫（しゅんせつ）や清掃、護岸修繕などを実施し、適切な維持管理を進めています。

令和5年度実施実績

- ①大楽毛川浚渫
- ②セツリ1号川浚渫
- ③オタノシケツ川浚渫
- ④竜神川浚渫
- ⑤鳥取川浚渫
- ⑥チップ川護岸修繕
- ⑦白湯川護岸修繕
- ⑧旭川流木除去
- ⑨ウライニカル川無許可排水接続への指導

緑地の保全

⑨地域制緑地などの制度活用状況

本市では、およそ14万haが国立公園地域、保安林、環境緑地保護地区などの地域制緑地に指定されており、各法制度や条例に基づいて保全されています。都市計画区域内においては、13カ所指定されています。

⑩釧路湿原の保護、保全を図るための都市的土地利用の考え方

本市では、釧路湿原の保護、保全を図るために、都市的土地利用の北限を水際線から6km程度としてきました。この考え方は、都市計画に関する基本的な方針を定めた第2次釧路市都市計画マスタープランにおいても堅持されています。

鳥獣保護・管理の推進

施策の方向性		取組
希少な野生生物の保護増殖	■ 国や北海道と連携し、絶滅の恐れのある種の保護・増殖を図ります。 ■ マリモの調査研究を進め、適切な保護管理体制の構築を図ります。	⑪シマフクロウの保護増殖 ⑫タンチョウの保護増殖 ⑬指定鳥獣保護区の保全 ⑭春採湖のヒブナの調査・保全 ⑮キタサンショウウオの調査・保全 ⑯マリモの保全活動・調査研究
野生生物の保護管理	■ 国や北海道と連携し、エゾシカやヒグマなど、市民生活や事業活動に影響を及ぼしている野生動物の適正な保護管理を進めます。	⑰野生鳥獣の適切な保護管理 ⑱ヒグマの出没対応
特定外来生物の防除	■ 市民生活や事業活動に影響を及ぼしている特定外来生物の生息状況などの情報収集・情報提供を行い、防除活動を行います。	⑲ウチダザリガニ捕獲事業 ⑳特定外来生物アライグマなどの防除

希少な野生生物の保護増殖

⑪シマフクロウの保護増殖

本市は環境省からシマフクロウの保護増殖事業者として認定され、飼育下におけるシマフクロウの保護増殖に取り組んでいます。

飼育下で安定した個体群を確立するため、自然孵化・育雛（いくすう）のみならず、場合によって人工孵化・育雛による増殖を進めています。

令和5年度は17羽を飼育し、3ペアで繁殖に臨んだものの、産卵には至りませんでした。

⑫タンチョウの保護増殖

釧路市動物園では、飼育下で繁殖したタンチョウを野生復帰させるために必要な飼育技術の確立のため、（公社）日本動物園水族館協会の助成を受け、平成13年度から平成15年度までに、飼育下で繁殖させた14羽に足環を付けてタンチョウを野外放鳥しました。その後も、特定非営利活動法人タンチョウ保護研究グループとの共同調査で、飼育繁殖した個体に足環や電波発信機の装着を行っており、平成16年度から令和5年度までに計21羽に足環を装着しています。

動物園では、飼育下ばかりではなく、野生のタンチョウについても、傷病収容される野生タンチョウの治療と死亡原因の究明を行っています。令和5年度に生体で収容された1羽を治療のため飼育下に編入しました。

また、タンチョウの大まかな越冬分布・規模を把握して生息地分散に供するため、北海道タンチョウ越冬分布調査に協力しています。

令和5年度 タンチョウ越冬分布調査結果

調査日	観察数	
		うち釧路市内
令和5年12月5日	1,086羽	217羽
令和6年1月24日	1,366羽	256羽

⑬指定鳥獣保護区の保全

鳥獣保護区とは、野生生物の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される、鳥獣の生息環境の保全が必要な地域です。釧路市内は、国の鳥獣保護区が1カ所、北海道の鳥獣保護区が7カ所指定されており、北斗、音別二俣の2カ所は特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されています。（P19参照）

⑭春採湖のヒブナの調査・保全

博物館では、春採湖に生息するヒブナの生息状況を調査しています。

令和5年度は、湖内26カ所でヒブナ・フナの産卵状況調査を行い、内2カ所で水草への付着卵を確認しました。また、湖岸全域のカウント調査を行い、ヒブナ親魚1尾を目視確認しました。



⑮キタサンショウウオの調査・保全

博物館では、本市の天然記念物であるキタサンショウウオの卵嚢（らんのお）調査を実施しています。

令和5年度は、生息適地エリアの内、市内国立公園外の現地調査未実施箇所でも卵嚢調査を行い、393対の卵嚢を発見しました。

また、生息地保全のため、「キタサンショウウオ生息適地マップ」を市ホームページで公開しています。



⑯マリモの保全活動・調査研究

釧路市教育委員会では、阿寒湖を特徴づける生物であるマリモの保護管理手法の確立を目指して、官民25団体で構成される「阿寒湖のマリモ保全推進委員会」や国内外の研究機関などと協力しながら、マリモの生態研究とその生育地である阿寒湖の環境調査や、マリモ生育地で増えすぎた水草の対策など、マリモ保護の具体化に向けた様々な事業に取り組んでいます。

令和5年度は、潜水調査によって大型球状マリモの生育を確認する一方、令和6年度から実施予定の文化庁補助による天然記念物緊急調査に向けて事業計画を作成しました。

また、大学等との共同研究の成果が国際学術誌1報に掲載され、10件の学会発表が行われました。



阿寒湖のマリモ

野生生物の保護管理

⑰野生鳥獣の適切な保護管理

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において、野生鳥獣の飼養や捕獲などについては許可または登録が義務付けられています。

本市における令和5年度の登録・許可件数は、飼養登録が2件、鳥獣捕獲等の許可が58件となりました。

⑱ヒグマの出没対応

「釧路市ヒグマ被害防止対策実施規則」と「釧路市地区ヒグマ対策連絡会議等設置要綱」に基づき、対応を実施しています。

出没の際はマニュアルに則り、地元ハンターによる警戒活動などを実施します。また、平時から釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議を開催し、関係機関と連携して必要な対策の検討や情報収集にあたっています。

令和5年度は痕跡確認0回、警戒活動15回、追払い1回、箱わな設置3回、捕獲駆除4回を実施しました。

また、北海道は、人身被害や農業被害などの人とヒグマとのあつれきを防止および軽減しながら、ヒグマ地域個体群を存続させることを目的とする「第2期北海道ヒグマ管理計画」を令和4年3月に策定しています。

特定外来生物の防除

⑲ウチダザリガニ捕獲事業

ヒブナ生息地として国の天然記念物に指定されている春採湖は自然豊かな市民の憩いの場として親しまれていますが、特定外来生物ウチダザリガニの生息も確認されており、ウチダザリガニが湖内水草を捕食することによるヒブナやその他の魚類、水鳥などの生息環境に対する影響が危惧されています。

本市では春採湖ウチダザリガニ防除実施計画を策定し、湖全域での捕獲を実施するなど、多様な生態系の保全に努めています。

春採湖ウチダザリガニ捕獲数			単位:個体
年度	雄	雌	合計
令和3年度	1,104	1,072	2,176
令和4年度	852	926	1,778
令和5年度	449	442	891



⑳特定外来生物アライグマなどの防除

アライグマ・カイクイアライグマ・アメリカミンクの市内生息状況、被害状況、目撃情報などを把握し、その状況に応じて被害の低減化と生息域の拡大防止を目的に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除実施計画書を作成し、対応を行っています。

地域の自然に対する理解と発信

施策の方向性		取組
自然観察や学習機会の確保	■ 自然環境保全への関心・意識を高めるため、自然観察会や、自然観察に役立つ情報の提供を行います。	① 音別町体験学習センター ② 音別町ふれあいの森 ③ 湿原エコツアー ④ 自然案内パンフレットの掲載 ⑤ 環境に関する講演会などの開催および支援 ⑥ マリモの普及啓発 ⑦ 動植物総合調査事業
地域のラムサール条約登録湿地における保全活動の発信	■ 釧路国際ウェットランドセンターを中心に、関係機関と連携し、地域の登録湿地における保全活動を国内外に広めます。	⑧ KIWC 技術委員会 ⑨ JICA 研修 ⑩ 姉妹湿地交流 ⑪ ラムサール条約締約国会議などの国際会議・シンポジウムへの参加 ⑫ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

自然観察や学習機会の確保

① 音別町体験学習センター

平成 12 年に開設された音別町体験学習センターでは、天体観測など地域の魅力を活用した体験学習を実施しています。施設の利用を通して、子どもから高齢者が自然と触れ合う機会を提供しています。

② 音別町ふれあいの森

音別地区の「ふれあいの森」は平成 12 年に整備され、溪流路の散策やイチイ、ハマナス、ツツジなど森林浴を楽しむことができます。小学生などを対象に森林体験活動の場としてワークショップの開催を行い、自然環境や森林に関する興味・関心を高める活動をしています。

③ 湿原エコツアー

ラムサール条約が採択された 2 月 2 日の「世界湿地の日」前後には、世界中の締約国で湿地の大切さを普及するための様々なイベントが行われています。

釧路国際ウェットランドセンターでは、令和 5 年度に厚岸で「世界湿地の日記念 冬のエコツアー 2024」と題した散策ツアーを開催し、市内外から 24 人が参加しました。

④ 自然案内パンフレットの掲載

本市を代表する 9 カ所の公園や海岸、遊歩道で観察できる季節の草花や野鳥などの見どころをまとめた「釧路自然ウォッチングガイド」をホームページに掲載しています。

⑤ 環境に関する講演会などの開催および支援

本市は、地域の豊かな自然を感じ、学ぶ機会を提供するため、くしろせんもん学校 環境・教育研究センターが主催する「釧路自然再発見シリーズ」の開催を後援しています。また、市内学校施設への湿原学習の実施支援も行っています。

⑥ マリモの普及啓発

本市は、マリモや阿寒湖の自然に対する理解の普及や保護意識の醸成を目的として、地域の児童生徒や一般の方を対象としたマリモ生育地観察会を開催しています。また、まちづくり出前講座などを通してマリモに関する講演会を行っています。

令和 5 年度実施内容	回数	延べ人数
マリモ生育地観察会	3 回	39 人

⑦ 動植物総合調査事業

2 つの国立公園を有する釧路地域には、絶滅危惧種に指定されている野生動植物が多数生息しており、環境教育の場や観光資源として高く評価されています。一方で、知見は十分ではないことから、実態把握のための基礎調査が必要です。

博物館では関係機関と連携し、釧路湿原周辺を中心に鳥類・魚類・昆虫・植物分野の調査を行い、その成果は博物館の企画展や講演会、学校・生涯教育、論文・学会発表で活用するほか、観光資源としての活用へ向けて積極的な発信を行っています。

地域のラムサール条約登録湿地における保全活動の発信

釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）は、1993年（平成5年）に釧路市内で開かれたラムサール条約第5回締約国会議をきっかけに設立されました。4つの登録湿地にかかわる釧路市・釧路町・標茶町・鶴居村・厚岸町・浜中町の地方自治体や国の機関、地域の大学、湿地保全関係のNGO、専門家で構成されています。

釧路地方の4つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原・厚岸湖・別寒辺牛湿原・霧多布湿原・阿寒湖）の生態系を維持しつつ、その恵みを長く活用するため「湿地のワイズユース（賢明な利用）」を推進するとともに、釧路地域の取り組みや成果を広く発信し、地球規模での環境保全に寄与することを目的に活動しています。

活動内容

- 湿地のワイズユースの推進に関する普及啓発
- 湿地のワイズユースのための技術向上
- 釧路地域の取り組みを活かした国際協力



釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）
【URL】<https://www.kiwc.net/>



② KIWC 技術委員会

釧路国際ウェットランドセンターでは、湿地の保全とワイズユースを進めるために専門家による技術委員会を組織し、研究やモニタリングを通してデータベースの構築を図るとともに、湿地の管理に関して技術的な助言を行っています。

令和4～6年度は「気候変動とそのモニタリング」、「持続可能な開発と賢明な利用」、「教育環境の普及」をテーマに活動しています。

令和5年度は標茶町ヌマオロ川で現地検討会を開催し、市民参加型のモニタリング調査の方法について検討しました。



ヌマオロ川での現地検討会

② JICA 研修

令和5年度は、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託事業として「自然環境行政官のためのエコツーリズム」と「湿地生態系における自然を活用した社会課題の解決（NbS）」をテーマにした研修を実施しました。

エコツーリズム研修では、7カ国7人の研修員が受講し、地域の特性と産業を活かしたエコツアーの手法と自然観察への配慮について学びました。

また、NbS研修では6カ国8人の研修員が、湿地が持つ機能を活用した防災や生態系保全の事例等について学びました。

③ 姉妹湿地交流

釧路地域の3つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原・厚岸湖・別寒辺牛湿原・霧多布湿原）は、平成6年11月にオーストラリアのクーラガング湿地およびその周辺湿地（現在の名称はハンター河口湿地）と姉妹湿地提携を結んでいます。

現在でも、研究者や行政担当者を中心に、湿地保全に関する情報交換や人的交流を進めています。

③ ラムサール条約締約国会議などの国際会議・シンポジウムへの参加

1980年（昭和55年）から3年ごとに開催されているラムサール条約締約国会議では、世界中の締約国から政府の代表が集まり、登録湿地の現状や課題について議論し、決議や勧告を採決します。

釧路国際ウェットランドセンターでは、国際会議やシンポジウムをひがし北海道の湿地保全の取り組みをPRする機会ととらえ、世界に向けた情報発信を行っています。

③ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

本市では、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村との連携を図る目的で設立されたラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参加し、国内登録湿地の保全や啓発などを行っています。

令和5年度は、釧路市において、主管者会議、学習交流会が開催されました。

自然の持続可能な利用

〔1〕環境の状況

本市の多彩な自然環境は、酪農を主力とする農業生産、豊富な森林資源を有する林業、そして国内有数の水揚げ量を誇る水産業に恩恵をもたらしています。しかし、環境に配慮せず産業活動を進めると、野生鳥獣による農業被害、草地の質低下、森林の生育阻害、海洋ごみなどによる漁場環境の悪化につながることから、自然の持続可能な利用に向けた取

関連する
SDGs



り組みを進める必要があります。

また、本市には指定文化財となっている多くの史跡や天然記念物などが自然と一体となっており、これらに身近にふれあうことができます。私たちに安らぎを与えてくれるその歴史・文化的環境を良好な状態で保全し、今後も活用していくため、環境整備や情報発信に努める必要があります。

〔2〕施策

持続可能な農林水産業の推進

施策の方向性		取組
森林資源の循環利用	■ 森林が持つ多面的機能の発揮を図る森林づくりを進めます。 ■ 市有林を整備し間伐材の利活用に努めます。	① 釧路市森林整備計画の策定 ○ 市有林の整備（P7 参照） ○ 地元材の活用（P7 参照）
水産資源の適切な保全管理	■ 廃網、ロープ、ワイヤーなどを処理し海洋汚染を防止します。 ■ 「プラスチック・スマート」に賛同し、海洋プラスチックごみ問題に対する取り組みに参加協力します。	② 海洋汚染防止対策 ③ 海洋プラスチックごみ対策
持続可能な農業	■ 下水汚泥の農地利用を推進します。 ■ 家畜排せつ物の適正処理指導を行います。 ■ エゾシカによる農作物の被害を防止する対策を推進します。	○ メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用（P5 参照） ○ 有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導（P12 参照） ④ エゾシカ農作物被害防止対策事業

森林資源の循環利用

① 釧路市森林整備計画の策定

市町村森林整備計画は市町村が5年ごとに作成する10カ年の計画で、自治体の森林関連施策の方向や、森林所有者などが行う森林施業（植栽や間伐などの作業）に関する指針などを定めるものです。

本市では、令和4年度を計画始期とし、今後10年間の森林整備などの方針を定める「釧路市森林整備計画森林都市くしろの創造」を策定しました。

水産資源の適切な保全管理

② 海洋汚染防止対策

本市では、船舶からの廃棄物や廃油などの海洋流失の防止を図るとともに、陸域における水質汚濁防止対策の推進や海洋汚染、投棄の防止に関する意識の向上を図っています。

③海洋プラスチックごみ対策

環境省では、プラスチックと賢く付き合う取り組み「プラスチック・スマート」を推進しており、本市もこの取り組みに賛同しています。また、環境省は（公財）日本財団と共同で、全国一斉の清掃活動「海ごみゼロウィーク」も推進しており、令和5年度は市内で2団体が登録し、清掃を行いました。

令和5年度海ゴミゼロウィーク 市内登録団体

登録名	実施場所	参加人数
釧路市マチをきれいに する推進協議会	釧路市港湾地域周辺 ほか	375人
釧路市役所課長会	釧路市音別海岸	17人

この他にも、市内では海岸の漂着ごみを清掃する市民グループ等が活動し、海洋プラスチックごみ対策に寄与しています。

持続可能な農業

④エゾシカ農作物被害防止対策事業

本市は、北海道がエゾシカによる農林業被害などを軽減させ、また、エゾシカの絶滅を回避しながら安定的な生息水準を確保するために策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカ個体数管理事業に協力しています。

令和5年度は、「エゾシカ農作物被害防止対策事業」として3,424頭のエゾシカを駆除しました。

歴史・文化的環境の保全

施策の方向性		取組
史跡や天然記念物の 保護と活用	■ 史跡や天然記念物などの指定文化財を保護するとともに、公園や緑地としての活用を進めます。	⑤文化財・天然記念物の保護
	■ 文化的遺産を調査し、新たな文化財の発掘と保護に努めます。	⑥埋蔵文化財包蔵地確認
	■ 本市の文化財に対する理解を深めるための情報提供を行います。	⑦文化財マップの公開

史跡や天然記念物の保護と活用

⑤文化財・天然記念物の保護

文化財は、歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、これらを保存し良好な状態で残していくことは、将来の文化の向上・発展のために非常に重要です。また、これら歴史や伝統を伝える建造物や文化財などの文化遺産は、地域の景観を形成する重要な要素であり、私たちの生活に安らぎや

潤いを与え、郷土意識を高めるために欠かせないものとなっています。

本市には、国や北海道、市の指定文化財が27件あります。いずれも当地方の歴史や地形、動植物などを知るうえで貴重なものであり、大切に保護していかなければなりません。

文化財指定（登録）状況

2024年（令和6年）3月末時点

文化財保護法		北海道文化財保護条例		釧路市文化財保護条例	
登録有形文化財	1	有形文化財	1	有形文化財	6
重要無形文化財	1	無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	1
史跡	4			史跡	1
特別天然記念物	2			天然記念物	3
天然記念物	6				

⑥埋蔵文化財包蔵地確認

埋蔵文化財とは、土器や石器、貝塚や住居跡など地中に埋もれている文化財のことで、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地といい、市内には137カ所あります。また、包蔵地で工事が計画されたときには、事業者との事前協議を行い、現状保存するための対応を行っています。計画変更ができない場合には事前調査を実施し、記録を保存しています。

⑦文化財マップの公開

本市では、文化財・天然記念物を身近に感じてもらうことを目的として、令和2年9月に「釧路市文化財マップ」をリニューアルし、博物館のホームページで公開しています。



第4節 住み良い生活環境の確保

大気環境の保全

【1】環境の状況

本市における大気汚染は都市型と産業型の複合型であり、主な原因には、事業場の燃料使用および排ガス、冬期間の暖房使用に伴って排出されるばい煙、自動車による排気ガスなどがあります。また、近年は微小粒子状物質（PM2.5）が高濃度になることがあり、高齢者などの高感受性者に対する情報提供が求められます。

本市では大気の状態を常時監視しており、令和5年度は全ての測定局で環境基準を達成しました。

本市において、人が嫌なにおい、不快なにおいと感じる主な悪臭の発生源には、製紙工場や魚粕・ミール工場などがありますが、近年は燃料費の高騰に伴い、廃材や廃油を利用したボイラー・ストーブを使用する事業者が増え、そこから発生する煙の臭気に関する苦情の割合が増加しています。

令和5年度は特定悪臭物質環境調査（4地点）、立入検査（4事業場）ともに、規制基準の超過はありませんでした。

関連するSDGs

3

すべての人に健康と福祉を

8

働きがいも経済成長も

11

住み続けられるまちづくりを

12

つくる責任 つかう責任

目標と管理指標

指 標	基準年 2019年度 (令和元年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
大気汚染に係る環境基準達成率	100%	100%	100%	100% (100%を維持)

大気環境を保全するために法律や条例で規制される施設

大気汚染に係る法律や条例では、事業場から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者などはこの基準を守らなければなりません。

	規制対象となる ばい煙発生施設	規制対象となる 粉じん発生施設
大気汚染防止法	ばい煙の発生量が一定規模以上のボイラー、乾燥炉など	粉じんの発生量が一定規模以上の鉱物・土石の堆積場、破碎機など
北海道公害防止条例	大気汚染防止法の対象外となる有害ガスなどを発生する施設	大気汚染防止法の対象外となる原材料置き場や小型の破碎機など
釧路市公害防止条例	大気汚染防止法の対象外となる小型のボイラー	

本市における大気汚染に係る法律や条例の対象となる施設の届出数は右記のとおりとなっています。

なお、「大気汚染防止法」に基づく事業場の立入調査や指導などについては、北海道が実施しています。令和5年度は、32件（延件数）の立入検査を実施し、基準違反はありませんでした。

令和5年度
大気汚染防止法などに基づく特定施設の届出数

区分	ばい煙 発生施設	粉じん 発生施設
大気汚染防止法	516	80
北海道公害防止条例	0	337
釧路市公害防止条例	174	-

〔２〕施策

大気汚染・悪臭の防止

	施策の方向性	取組
大気環境の現況把握	■ 大気汚染物質・悪臭物質の測定を実施し、大気環境の的確な把握に努めます。	①大気汚染物質の測定 ②悪臭物質の測定
事業活動による大気汚染の未然防止	■ 公害防止協定を締結している工場・事業場などと協力し、大気汚染の未然防止に努めます。 ■ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ■ マニュアル作成などにより、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。 ■ 廃棄物の不適正な焼却を防止するため、法令などに基づく指導や啓発を進めます。 ■ 廃材や廃油を利用したボイラー・ストーブの適正な使用や管理について、指導・啓発していきます。	③公害防止協定の推進 ④がんばる企業応援資金の活用 ⑤公害関係法令手続きの支援 ⑥野焼き防止および小型焼却炉使用防止の啓発、指導 ⑦ボイラー・ストーブの適正な使用と管理の啓発・指導
PM2.5 対策	■ PM2.5 の高濃度発生に伴う注意喚起が必要となった際は、北海道と連携し迅速に対応します。	⑧PM2.5 の監視
自動車交通対策	■ 公共交通機関の利便性向上や、歩道・自転車道の整備など、環境負荷の低い交通体系の構築に努めます。 ■ エコドライブやエコカーの普及を推進します。	○乗合タクシーの運行（P7 参照） ○エコドライブ講習会の実施（P6 参照） ○次世代自動車の導入（P5 参照）
アスベスト対策	■ 市有施設におけるアスベスト使用の状況を把握し、飛散防止に努めます。 ■ 関係機関と連携・協力して、建築物の解体現場などから大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。	⑨市有施設アスベスト使用状況の把握 ⑩関係機関と協力した建築物解体現場における指導・啓発

大気環境の現況把握

①大気汚染物質の測定

本市では、一般大気環境の測定局を昭和小学校、釧路高専に設置しています。各測定局では、二酸化硫黄（SO₂）、窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）、風向、風速の各項目について測定を行っています。また、北海道が、昭和小学校測定局にて微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。

大気測定局と測定項目

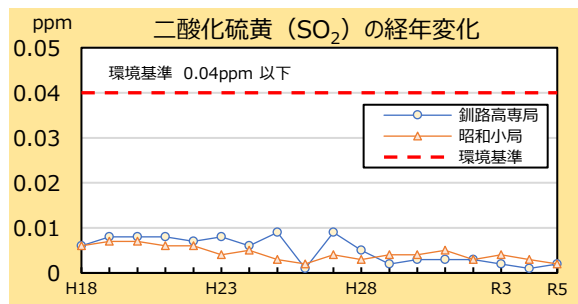
	釧路高専局	昭和小学校局
二酸化硫黄(SO ₂)	○	○
窒素酸化物(NO _x)	○	○
浮遊粒子状物質(SPM)	○	○
微小粒子状物質(PM2.5)	-	○※
風向風速	○	○

※PM2.5は北海道が測定

■二酸化硫黄（SO₂）

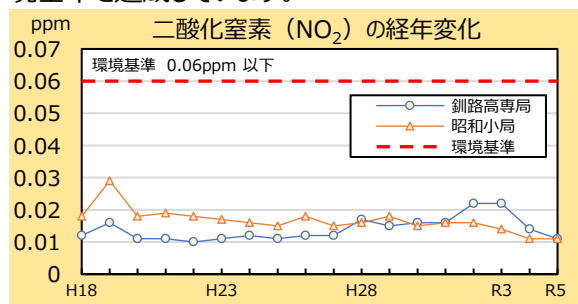
二酸化硫黄は、主として石油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって発生し、事業場のボイラーなどが主な発生源となっています。

本市では、大気測定局2局で二酸化硫黄を常時監視しており、令和5年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。

■二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素は、燃料や空気中の窒素分が燃焼に伴って酸化して発生し、自動車などの移動発生源による影響が大きいことが特徴です。

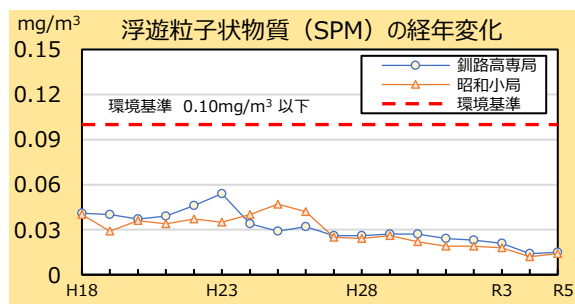
本市では、大気測定局2局で二酸化窒素を常時監視しており、令和5年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。



■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものを浮遊粒子状物質と言います。浮遊粒子状物質の主な発生源は、事業場からのばい煙、自動車の排気ガスなどがあります。

本市では、大気測定局2局で浮遊粒子状物質を常時監視しており、令和5年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。



②悪臭物質の測定

本市では、悪臭物質による大気汚染状況を把握するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度測定調査を行っています。

令和5年度は工場が立地する地域として、鳥取、大楽毛、昭和地区で環境調査を4回実施しました。測定結果は、4地点で規制基準の超過はありませんでした。

また、悪臭防止法に基づき、規制地域内の事業場に対し、立入検査を実施しています。令和5年度は4事業場に対し、立入検査を実施しましたが、規制基準の超過はありませんでした。

規制基準を超過した場合には、その事業場に対し、悪臭防止対策として脱臭施設の改善整備などについて指導しています。

事業活動による大気汚染の未然防止

③公害防止協定の推進

本市は、市内で主要なばい煙発生施設を有する日本製紙(株)釧路事業所、王子マテリア(株)釧路工場および(株)釧路火力発電所の3社とばい煙などの排出濃度などに関わる公害防止協定を締結しており、3社から環境データの報告を受け、協定値の遵守状況を検証し確認しています。

協定では、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんおよび水銀の排出濃度などについて、協定値を法規制値以下に定めており、3社に対しては、公害防止協定の協定値の遵守状況について立入検査などを通じて監視・指導を行っています。

また、3社と悪臭に関する協定値も定めており、日本製紙(株)釧路事業所、王子マテリア(株)釧路工場は、悪臭物質の排出濃度、(株)釧路火力発電所は臭気指数について、事業場の敷地境界で悪臭測定を行い、協定値の遵守状況を監視・指導をしています。

令和5年度は3社とも協定値を遵守していました。

④がんばる企業応援資金の活用

中小企業者または協同組合などの、新エネルギーを使用する施設または環境負荷を低減する施設および設備の導入に際して、低金利・3年間無利子の融資あっせんを行っており、市商業労政課が窓口となっています。

(令和5年度末時点)

種別	設備資金
融資限度額	5,000万円(協同組合は1億円)
融資期間	15年以内(うち据置期間は1年以内)
利率	3年間無利子、4年目以降1.3%

⑤公害関係法令手続きの支援

本市では、公害関係法令の手続きについてマニュアルを作成し、事業者への指導や円滑な手続きの支援を行っています。

令和5年度については、法改正などに伴うマニュアルの修正などはありませんでした。

⑥野焼き防止および小型焼却炉使用防止の啓発、指導

家庭や事業場などで使用される小型焼却炉は、ダイオキシン類などの有害化学物質が発生しやすいと言われています。廃棄物処理法で廃棄物の野焼きなどの不適正な焼却は禁止されているため、本市では、広報誌による啓発や発生源者への指導を行っています。

⑦ボイラー・ストーブの適正な使用と管理の指導・啓発

家庭や事業場などで使用される薪や石炭を燃料とするボイラー・ストーブは適正に使用されていないと不完全燃焼により、多量の煙や臭いが発生しやすいです。

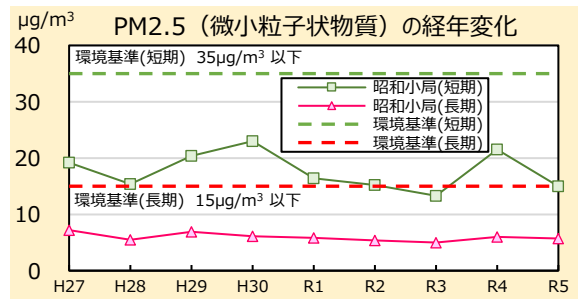
また、塗料が付着している薪を燃やすと有害物質が発生する可能性もあることから、本市では発生源者への指導を行っています。

令和5年度は1件の指導を行いました。

PM2.5 対策

⑧PM2.5の監視

本市においては、北海道が昭和小局でPM2.5(微小粒子状物質)の常時監視を行っており、令和5年度は環境基準の超過はありませんでした。



大気中のPM2.5が高濃度になることが予想される場合には、北海道と連携し、市民や関係機関に市のホームページやSNSなどによる注意喚起を促す体制が整備されています。

令和5年度は、注意喚起の目安となる基準の超過はありませんでした。

北海道による注意喚起のための暫定的な指針

午前5時～7時の1時間値の平均が85µg/m³を超過

午前5時～12時の1時間値の平均が80µg/m³を超過

アスベスト対策

⑨市有施設アスベスト使用状況の把握

本市では、アスベスト(石綿)が使用されている公共施設について、飛散が無いよう囲い込みや除去を行い、また建物の解体時には事前の調査を実施し、飛散防止や除去などの対応を行っています。

また、煙突用断熱材に含まれるアスベストについては、市が独自にマニュアルを作成し毎年点検を行っており、令和5年度に実施した結果は表のとおりとなっています。

令和5年度 市有施設の煙突用断熱材点検結果

アスベストの含有があり断熱材の劣化損傷が見られた施設	うち大気中にアスベストの飛散が見られた施設
7施設	0施設

⑩関係機関と協力した建築物解体現場における指導・啓発

アスベストが使用されている建物を解体する際に、大気汚染防止法で定められている事前調査や飛散防止がなされずに作業を進めていることが発覚した場合、同法の所管である北海道と協力し、作業の中止を求めるなどの指導を行っています。

令和5年度は、指導を行った案件はありませんでした。

水環境の保全

【1】環境の状況

関連するSDGs

3

すべての人に健康と福祉を

6

安全な水とトイレを世界中に

8

働きがいも経済成長も

11

住み続けられるまちづくりを

14

海の豊かさを守ろう

水は、飲用のほか、日常生活、農水産業、工業などいろいろな目的で利用されており、人の生活に必要不可欠なものの一つです。また、野生生物の生息のためにも良好な水環境が必要です。この大切な水が、事業場排水や生活排水などからの有機物や有害な物質によって汚染されることを水質汚濁といえます。河川、湖沼、海域などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、水系ごとに類型を指定する生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されています。

本市では環境基準の水域類型が指定されている新釧路川、釧路川、阿寒川、春採湖、阿寒湖、釧路海域のほか、それらの支川などについても北海道と協力して調査を行い、水環境の現況把握に努めています。

近年は下水道の普及に伴い、汚濁の原因となる生活排水の処理率は市内全体で 90%を超えています。下水道の区域外においては汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している、いわゆる未水洗化世帯が多く残っており、合併処理浄化槽への転換推進が課題となっています。

目標と管理指標

指 標	基準年 2019年度 (令和元年度)	2022年度 (令和 4 年度)	2023年度 (令和 5 年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
河川の水質汚濁に係る環境基準達成率	100%	100%	100%	100% (100%を維持)
生活排水処理率※	94.5%	94.7%	94.7%	94.9%

※市内の人口のうち、下水道に接続、または合併処理浄化槽を使用している人口の割合。

水環境を保全するために「水質汚濁防止法」で規制される施設

「水質汚濁防止法」では、事業活動によって公共用水域に排水を排出する事業場について、施設の設置や変更の際に届出が義務付けられており、一定規模以上の排水量の施設については、排水基準が定められています。また、この一律排水基準では水質の汚濁防止が十分でない公共用水域については、条例で上乗せ排水基準を定められることとなっており、北海道では、この規定に基づき上乗せ排水基準を設定し、排水規制を実施しています。

「水質汚濁防止法」に基づく事業場の立入調査や指導などについては、北海道が実施しています。

令和 5 年度は延べ 15 件の立入検査を実施し、基準違反が 1 件ありました。

	規制対象となる 特定施設
水質汚濁防止法	牛房施設、各種製造業の用に供する洗浄施設、厨房施設など
北海道公害防止条例	動物の飼養などに供する尿尿施設、木材など製造用に供する湿式ドラムパーカーおよび破砕機など

令和 5 年度 水質汚濁防止法に基づく届出数

区分	排水量 50m ³ /日 以上	排水量 50m ³ /日 未満
水質汚濁防止法	40	84

〔2〕施策

水質汚濁の防止

施策の方向性		取組
水環境の現況把握	■ 公共用水域などにおける水質汚濁物質の測定を実施し、水環境の的確な把握に努めます。	① 公共用水域の水質調査
事業活動による水質汚濁の未然防止	■ 公害防止協定を締結している工場・事業場などと協力し、水質汚濁の防止に努めます。 ■ マニュアル作成などにより、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。 ■ 水道水源保全のための普及啓発を行います。 ■ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。	② 公害防止協定に基づく立入調査 ○ 公害関係法令手続きの支援（P32 参照） ○ 有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導（P12 参照） ③ 釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発 ○ がんばる企業応援資金の活用（P32 参照）
生活排水の適正処理	■ 未水洗化世帯への下水道接続および合併処理浄化槽設置を促進していきます。 ■ 単独処理浄化槽からの転換促進を図るとともに、浄化槽の適正管理を推進します。 ■ 下水道施設などの適正な管理運営を進めます。	④ 生活排水の適正処理 ⑤ 公共下水道への接続促進 ⑥ 合併処理浄化槽の普及と適正管理の促進 ⑦ し尿・浄化槽汚泥の処理 ⑧ 公共下水道の整備

水環境の現況把握

①公共用水域の水質調査

【河川】

河川については、環境基準の生活環境項目の水域類型が指定されている市内の3河川（釧路川、新釧路川、阿寒川）の令和5年度における状況を、河川の有機汚濁の代表的な指標であるBOD75%値※でみると、全5地点で環境基準を達成しています。

令和5年度 環境基準点におけるBODの環境基準達成状況
(単位: mg/L)

水域	測定地点	類型	環境基準	BOD 75%値	達成状況
釧路川	幣舞橋	E	10	1.9	○
新釧路川	新川橋	B	3	1.3	○
阿寒川	阿寒川橋	AA	1	<0.5	○
	丹頂橋	A	2	<0.5	○
	大楽毛橋	B	3	0.6	○

※ 75%値とは、日間平均値（n個）を値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目の値であり、75%値が環境基準値以下であれば、その地点は環境基準を達成していると評価する。

また、釧路川・新釧路川・星が浦川においては国と北海道が、武佐川・仁々志別川においては本市が、独自に環境基準の健康項目を測定していますが、令和5年度はいずれも環境基準内でした。

生活環境項目の水域類型が指定されていない別途前川水系やオタノシケップ川（長沼）は事業場排水の影響を受けている河川です。長沼については、長沼浄化対策検討協議会が設置されており、水質改善に向けた取り組みを進めています。

別途前川水系のBOD (単位:mg/L)

河川名	測定点	BOD75%値
星が浦川	河口	19
	野嵐橋	9.1
竜神川	河口	36

オタノシケップ川のBOD (単位:mg/L)

河川名	測定点	BOD75%値
オタノシケップ川	阿寒川合流前	69
長沼	長沼中流	21

釧路市内のBOD（75%値）（令和5年度）



【湖沼】

■ 春採湖

春採湖は、本市の東部にあり、春採川の中流部に位置する海跡湖です。太平洋に隣接しており、満潮時には流出河川から海水が逆流する汽水湖となっています。

令和5年度のCOD75%値については、2つの環境基準点ともに環境基準の5 mg/Lを超えています。

春採湖の諸元	
流域面積	4.25 km ²
湖面積	0.36 km ²
湖周囲	4.7 km
標高	0.78 m
水深	最大5.8 m 平均2.5 m※
湖容積	899,000 m ³

※ 平均水深 (m) = 湖容積 (m³) ÷ 湖面積 (m²)
 ※ 第4次春採湖環境保全計画による。

■ 阿寒湖

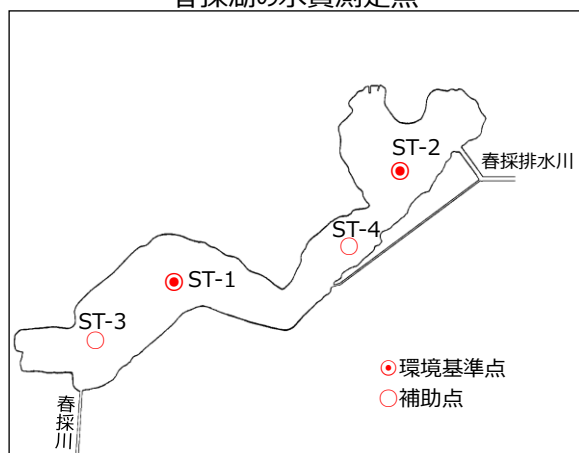
阿寒湖は、雌阿寒岳と雄阿寒岳にはさまれた淡水湖で、火山活動の陥没によってできたカルデラ湖です。環境基準の生活環境項目においては、水域類型がAA類型、窒素・りんがⅢ類型に指定されています。

北海道では、令和5年度にST-1～3の3点において水質測定を行っており、令和5年度のCOD75%値については、3地点ともに環境基準の1 mg/Lを超えています。

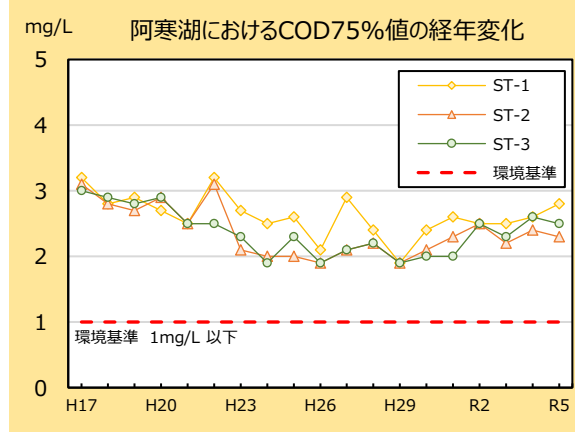
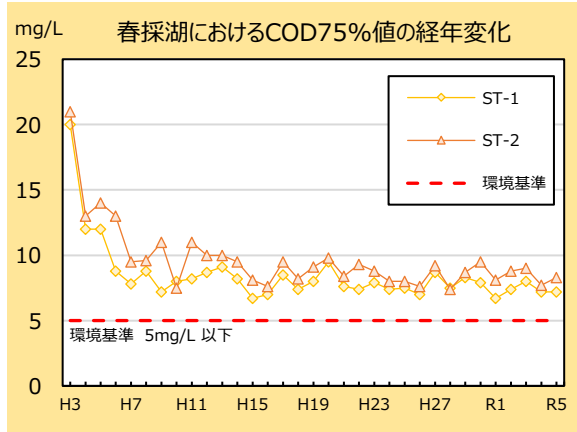
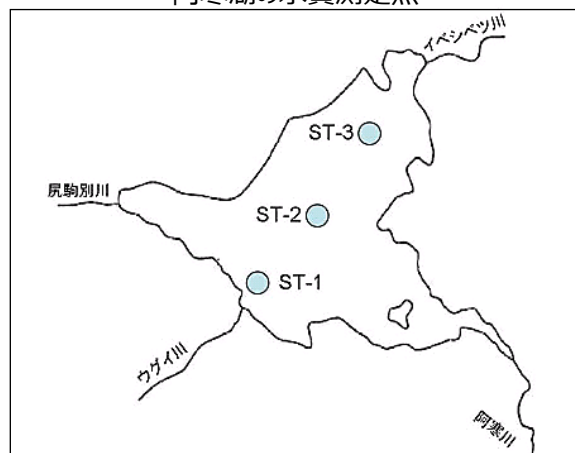
阿寒湖の諸元※	
湖面積	13.3 km ²
湖周囲	25.9 km
標高	420 m
水深	最大42.0 m 平均18.7 m

※ 北海道の湖沼（2005年度版）による。

春採湖の水質測定点



阿寒湖の水質測定点



【海域】

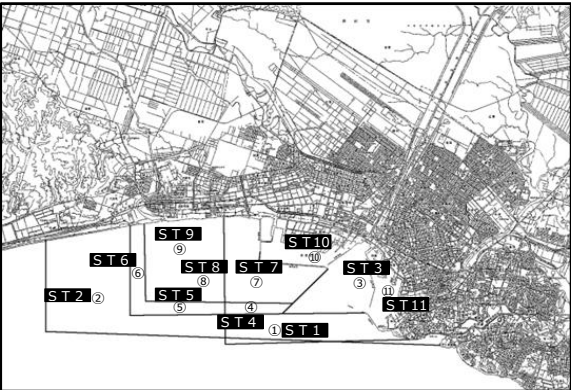
釧路海域の環境基準は海域の利用状況により3つの類型が指定されており、北海道では11の環境基準点において水質の測定を行っています。

令和5年度のCOD75%値については、11地点のうち6地点で環境基準の超過がみられました。

令和5年度 釧路海域におけるCOD環境基準達成状況
(単位：mg/L)

測定点	類型	環境基準	COD 75%値	達成状況
ST-1	A	2	3.0	×
ST-2			2.9	×
ST-3			4.0	×
ST-4	B	3	3.4	×
ST-5			3.0	○
ST-6			3.5	×
ST-7			2.6	○
ST-8			2.8	○
ST-9			3.2	×
ST-10	C	8	3.3	○
ST-11			4.7	○

釧路海域の水質測定点



【地下水】

本市における地下水の水質の常時監視については、北海道が作成する地下水の水質測定計画に基づき、北海道開発局および北海道が実施しています。

令和5年度は釧路市内において調査実施対象井戸がありませんでした。

事業活動による水質汚濁の未然防止

②公害防止協定に基づく立入調査

本市は、公害防止協定を締結している事業者のうち、日本製紙(株)釧路事業所、王子マテリア(株)釧路工場、釧路コールマイン(株)の3社から、排水などの測定結果の報告や立入検査などを通じて、協定値の遵守状況を確認しています。

令和5年度は各社に年12回の立入を行い、3社とも協定値を遵守していました。

③釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発

水道水源である釧路川の水質保全を進めるため、釧路湿原自然再生協議会への参加、釧路川だよりの作成、釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発活動を行っています。

令和5年度は弟子屈町役場で釧路川の水質保全に関するパネル展を開催しました。また、年2回発行している「釧路川だより」を通じて、油類や家畜糞尿などの流出による水質事故防止についての啓発を行いました。

生活排水の適正処理

④生活排水の適正処理

台所や風呂、洗濯の排水などの生活雑排水は、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯では未処理のまま排出されており、河川などを汚濁する原因となっています。このため、公共下水道の処理区域内においては下水道への接続を、区域外については合併処理浄化槽への転換を促進しています。

また、浄化槽を使用している場合でも、浄化槽法で義務付けられている法定検査の受検などの適正な維持管理が必要です。本市では、法定検査を行う北海道浄化槽協会と連携しながら、法定検査の結果、不適正となった世帯や未受検者に対する指導を行っています。

令和5年度 浄化槽法第11条に基づく検査結果

検査結果など	浄化槽基数
適正	283
おおむね適正	31
不適正	28
休止	60
未受検	29
合計	431

⑤公共下水道への接続促進

本市では公共下水道への接続を促進するため、未水洗家屋への督促の実施や、水洗便所改造資金に対する無利子融資あっせん補助金の交付を行っています。

令和5年度は融資あっせん0件、補助金交付0件でした。

⑥合併処理浄化槽の普及と適正管理の促進

本市では、公共下水道の計画区域外に居住する方を対象に、平成22年度から合併処理浄化槽の設置費補助事業を、平成25年度から維持管理費補助事業を実施しています。

令和5年度 合併処理浄化槽の補助件数

補助事業名	釧路地区	阿寒地区	音別地区
設置費補助	1	0	0
維持管理費補助	23	53	10

⑦し尿・浄化槽汚泥の処理

本市では、公共下水道の未整備地区を中心にし尿や浄化槽汚泥などを収集し、大楽毛下水終末処理場で処理しています。

令和5年度末時点で、3,000件のし尿収集の登録がされています。

⑧公共下水道の整備

本市では、生活環境の清潔さ・快適性を高め、浸水などの防止を図るとともに、河川や湖沼、海域などの水質や自然環境を保全するため、積極的に公共下水道の整備を進め、その利用の促進に努めてきました。

令和5年度末の整備状況は6終末処理場と10ポンプ場が稼動しており普及率は98.6%、市内の終末処理場における流入水量の合計は28,451千 m^3 となっています。

また、下水道管の機能保持のため、管渠の修繕と清掃を行っており、令和5年度は1,771箇所の修繕と25,071mの清掃を実施しました。

音環境の保全

【1】環境の状況

関連する
SDGs



騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が事業場、建設作業や交通機関、さらには私たちの家庭生活によるものまで多種多様です。振動は、事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も多く、また、住宅と近接している事業場からの騒音についても苦情が寄せられています。近年では、生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が寄せられています。

これらの音環境の把握のため、本市では一般環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音の測定を実施しています。

目標と管理指標

指 標	基準年 2019年度 (令和元年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
一般地域における騒音に係る 環境基準の達成率	100%	100%	100%	100% (100%を維持)
自動車騒音に係る環境基準達成率 (昼夜とも達成)※	98.0%	99.6%	98.9%	100%

※評価する区間の道路端から 50m の範囲内にある全ての住居など（事務所ビルや工場は対象外）のうち、環境基準を達成していると推計される戸数の割合。

静かな生活環境を保全するために法律や条例で規制される施設

騒音・振動に係る法律や条例では、事業場から発生する騒音・振動について、規制基準などが定められており、騒音・振動を発生させる事業者はこの基準を守らなければなりません。

	規制対象となる騒音発生施設	規制対象となる振動発生施設
騒音規制法 振動規制法	原動機の定格出力などが一定規模以上の金属加工機械、空気圧縮機、送風機など	原動機の定格出力などが一定規模以上の金属加工機械、圧縮機など
北海道公害防止条例	騒音規制法の指定地域外に設置される原動機の定格出力などが一定規模以上の金属加工機械、空気圧縮機、送風機など	振動規制法の指定地域外に設置される原動機の定格出力などが一定規模以上の金属加工機械、圧縮機など
釧路市公害防止条例	騒音規制法の指定地域内に設置される定格出力が一定規模以上の固定式エンジンやジーゼル発電機など	

本市において騒音・振動に係る法律や条例の対象となる施設の届出数は、右表のとおりです。

令和5年度 騒音・振動規制法などに基づく特定施設の届出数

区分	騒音発生施設	振動発生施設
騒音・振動規制法	1,106	350
北海道公害防止条例	1,050	368
釧路市公害防止条例	62	-

〔2〕施策

騒音・振動の防止

	施策の方向性	取組
音環境の現況把握	■ 一般環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音の測定を実施し、騒音・振動的な把握に努めます。	① 騒音・振動測定調査
事業活動による騒音振動の未然防止	■ 公害防止協定を締結している工場・事業場などと協力し、騒音振動の防止に努めます。 ■ 関係法令に基づく特定事業場や特定建設作業に対し、規制や指導を実施します。 ■ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ■ マニュアル作成などにより、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。	② 公害防止協定に基づく立入調査 ③ 騒音・振動規制法、釧路市公害防止条例などによる指導 ○ がんばる企業応援資金の活用（P32 参照） ○ 公害関係法令手続きの支援（P32 参照）
自動車交通対策	■ 公共交通機関の利便性向上や、歩道・自転車道の整備など、環境負荷の低い交通体系の構築に努めます。 ■ エコドライブを推進します。	○ 乗合タクシーの運行（P7 参照） ○ エコドライブ講習会の実施（P6 参照）

音環境の現況把握

① 騒音・振動測定調査

■ 一般環境騒音

本市では、一般地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施しています。土地利用状況を考慮して、14地点を選定し、7地点ずつ2年に分けての定点測定を実施しています。

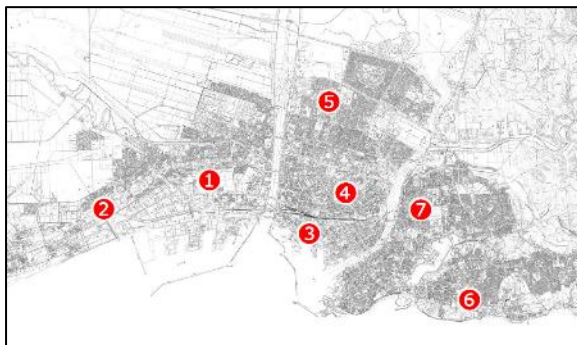
令和5年度は7地点について調査を実施し、全地点で昼夜ともに環境基準を達成しています。

令和5年度 一般地域における騒音測定結果

測定地点	用途地域	測定値(dB)		環境基準(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
① 鳥取大通5-11	一住	50	40	55	45
② 星が浦大通4-6	準工	45	40	60	50
③ 仲浜町4	工業	52	45	60	50
④ 中島町10	二中	47	42	55	45
⑤ 文苑4-14	一低	42	34	55	45
⑥ 興津2-25	一中	36	32	55	45
⑦ 緑ヶ岡2-21	一中	41	32	55	45

※ 昼間：6～22時、夜間：22～6時
 ※ 測定値は等価騒音レベル

令和5年度 環境騒音測定地点図



■ 用途地域とは

都市計画法では、用途の混在を防ぐことを目的に住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めており、13種類があります。

表中の用途地域	
一住	第一種住居地域
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
二中	第二種中高層住居専用地域
準工	準工業地域
工業	工業地域

■自動車騒音

本市では、騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施しています。

令和5年度は、主要幹線道路などに面する地域9地点において、自動車騒音の測定を実施しました。

測定した数値は、騒音規制法に基づき定められた自動車騒音の要請限度と比較します。

令和5年度は要請限度を超過した地点はありませんでした。

令和5年度 自動車騒音測定結果

測定地点	測定値 (dB)		要請限度 (dB)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
①一般国道38号 (星が浦大通4-4)	68	62	75	70
②一般国道38号 (北大通2-1)	65	56		
③釧路停車場線 (北大通11-3)	61	51		
④釧路港線 (南大通1-2)	61	56		
⑤新富士停車場線① (鳥取南5-13)	66	59		
⑥新富士停車場線② (鳥取南8-5)	66	58		
⑦柳橋通 (愛国西1-25)	64	55		
⑧久寿里橋通① (大川町7)	65	58		
⑨久寿里橋通② (鶴ヶ岱3-7)	66	57		

※ 昼間: 6～22時、夜間: 22～6時

また、測定結果や交通量をもとに、直近5カ年の道路に面する地域における騒音レベルを推計したところ、住居など14,943戸、道路総延長84kmについて98.9%が昼夜とも環境基準を達成しました。

平成30年度～令和5年度
道路に面する地域における環境基準達成状況

住居など 14,735戸 道路総延長 84km	昼夜とも環境基準達成	98.9%
	昼間のみ環境基準達成	0.0%
	夜間のみ環境基準達成	0.3%
	昼夜とも環境基準超過	0.8%

■道路交通振動

本市では、道路交通振動の実態を把握するため、自動車騒音と同地点で測定しました。道路交通振動についての環境基準は設定されていませんが、昼間、夜間とも特に問題となるような大きな値は測定されず、令和5年度は全ての地点で要請限度を大幅に下回りました。

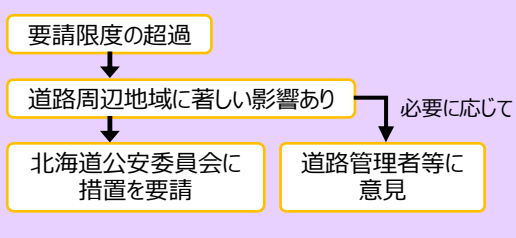
令和5年度 道路交通振動測定結果

測定地点	測定値 (dB)		要請限度 (dB)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
①一般国道38号 (星が浦大通4-4)	42	33	70	65
②一般国道38号 (北大通2-1)	49	38	70	65
③釧路停車場線 (北大通11-3)	40	27	70	65
④釧路港線 (南大通1-2)	36	28	70	65
⑤新富士停車場線① (鳥取南5-13)	40	30	70	65
⑥新富士停車場線② (鳥取南8-5)	37	27	70	65
⑦柳橋通 (愛国西1-25)	44	31	65	60
⑧久寿里橋通① (大川町7)	43	31	70	65
⑨久寿里橋通② (鶴ヶ岱3-7)	39	27	65	60

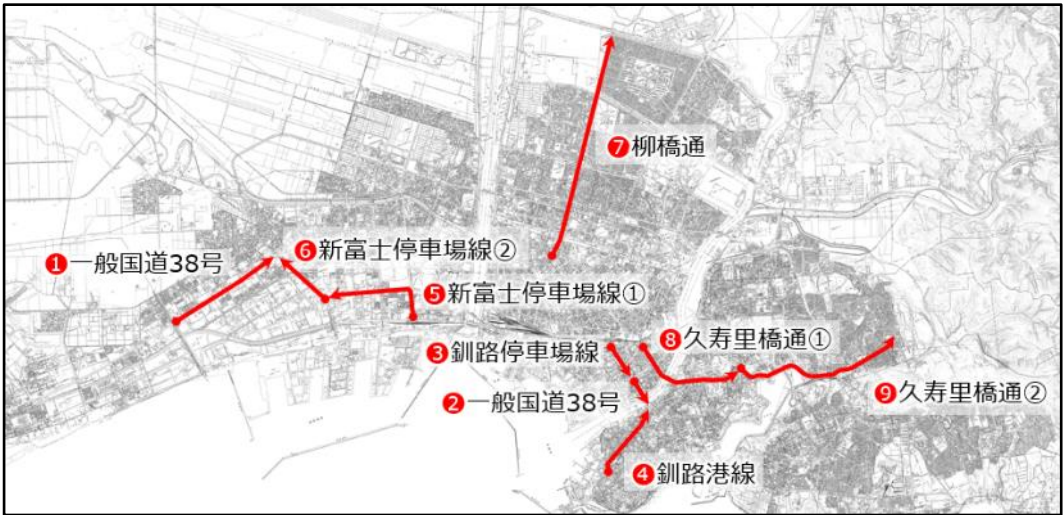
※ 昼間: 8～19時、夜間: 19～8時

■要請限度とは

騒音規制法および振動規制法に基づき環境省令で定める自動車騒音・振動の限度であり、市長は次のような対応が認められています。



令和5年度 自動車騒音・道路交通振動測定地点図



■ 航空機騒音

本市では、釧路空港周辺の地域内の2地点で調査を実施しています。

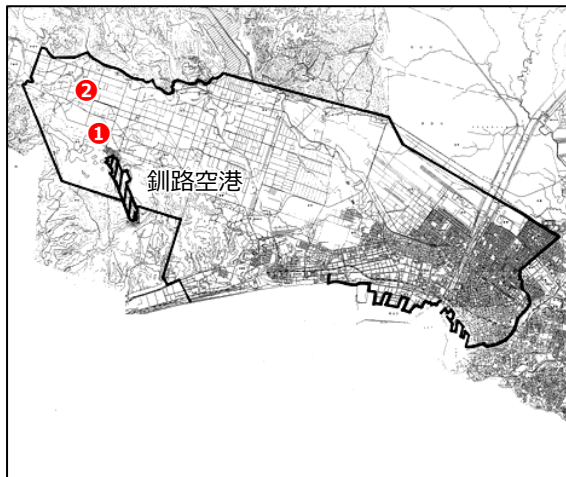
令和5年度は全地点で環境基準を達成しました。

令和5年度 航空機騒音測定結果

測定地点	類型	測定値(dB)	環境基準(dB)
① 駒牧2	Ⅱ	47	62
② 桜田11		43	

※ 測定値は時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

航空機騒音測定地点図



※ 太線枠内：航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域

事業活動による騒音振動の未然防止

② 公害防止協定に基づく立入調査

本市では、公害防止協定を締結している事業者のうち、工場騒音に関して、日本製紙(株)釧路事業所、王子マテリア(株)釧路工場および(株)釧路火力発電所の3社と法規制値以下の協定値を定めています。

協定値の遵守状況は、3社から環境データの報告を受け、検証し確認しているほか、立入検査や指導を行っています。

令和5年度は3社とも協定値を遵守していました。

③ 騒音・振動規制法、釧路市公害防止条例などによる指導

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、「騒音規制法」、「振動規制法」により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動および作業時間などについて規制されています。

本市では、特定建設作業を施工しようとする事業者に対して周辺住民への事前説明や騒音防止対策の実施などの指導を行っています。

また、「釧路市建設作業指導要綱」により、作業が1日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

令和5年度 特定建設作業の届出および指導件数

届出および指導内容	件数
特定建設作業届出	16
改善勧告	0
改善命令	0

4 快適な生活環境の確保

【1】環境の状況

関連する
SDGs



近年の公害苦情は、産業活動に関するものに加え、身近な市民生活によるものも増えてきており、法令で対応しきれないものは当事者同士のコミュニケーションを図り、解決していくことが重要です。また、我々の身の回りにある多種多様な化学物質は、日

常生活や事業活動に恩恵を与える一方で、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあります。これら化学物質の排出抑制はもとより、排出量の実態把握が重要となります。

公害苦情の状況

令和5年度に本市に寄せられた公害苦情は63件で、昨年度と同様の件数でした。公害の種類別みると、騒音およびその他（不法投棄）が全体の60.3%を占めています。

騒音に関わる苦情については、工事現場における重機使用による音の他、事業者による営業騒音、近隣住民による生活音など多岐にわたります。

公害苦情件数の推移

年度	大気汚染			水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス						
令和元年度	13	5	0	0	14	2	9	14	57
令和2年度	12	1	0	1	25	3	10	13	65
令和3年度	6	1	0	0	26	6	9	16	64
令和4年度	10	3	0	1	19	9	8	13	63
令和5年度	4	4	0	2	21	5	10	17	63

【2】施策

公害防止対策

施策の方向性		取組
公害の未然防止	■ 公害防止協定を締結している工場・事業場などと協力し、公害の未然防止に努めます。 ■ 公害関係法令に係る届出の受付審査をし、規制基準などの指導を行います。 ■ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ■ 公害苦情の受付および発生源への指導などを行います。 ■ 特定建設作業などに関する届出を徹底させ、現況の把握と現場周辺への周知を図ります。 ■ マニュアル作成などにより、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。	① 公害防止協定検討会議 ② 各種法令に基づく環境影響評価 ③ 市有施設の公害防止 ④ 最終処分場の適正な維持管理 ○ 野焼き防止および小型焼却炉使用防止の啓発、指導（P32 参照） ○ がんばる企業応援資金の活用（P32 参照） ○ 騒音・振動規制法、釧路市公害防止条例などによる指導（P42 参照） ○ 公害関係法令手続きの支援（P32 参照）

公害の未然防止

①公害防止協定検討会議

本市では、協定の内容についての検討や、協定で定められた事項の年次報告のため、公害防止協定を締結している事業者と会議を実施しています。

令和5年度は協定を締結している4社と各1回ずつ会議を実施しました。また、日本製紙(株)釧路事業所との会議においては、同事業所の紙・パルプ事業からの撤退に伴う協定の見直しについて検討を行いました。

②各種法令に基づく環境影響評価

環境影響評価は、大規模な開発事業を行う場合に、事前に環境への影響を調査・予測・評価を行い、深刻な公害や自然破壊を防ぐための制度です。国では「環境影響評価法」、北海道では「北海道環境影響評価条例」が定められています。

このほか、各種法令においても、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う者が、自然環境や生活環境の保全のため適正な配慮に努める仕組みが整備されています。

令和5年度 各種法令に基づく評価実施件数

法令名称	件数
環境影響評価法	1
北海道環境影響評価条例	1
河川法	0
砂利採取法	7
採石法	0
鉱業法	1
大規模小売店舗立地法	3

③市有施設の公害防止

市有施設においては、率先して公害の防止に取り組むため、ボイラーなどの設備を更新する際は、より環境負荷の低いものへの入れ換えを進めています。

また、各種法令に基づく特定施設については、必要に応じて測定や記録を行っています。

④最終処分場の適正な維持管理

最終処分場では遮水シートを敷設し、浸出水の地下浸透を防止しています。

本処分場の地下水については、法令などに基づき定期的にモニタリング調査を行い、周辺地下水へ影響のないことを確認することとし、今後も継続して適切な維持管理を行っています。

また、粉じんおよび悪臭防止対策として、層状埋立の維持に努めるとともに、埋立作業面の状況を踏まえて即日覆土などを実施しています。

有害化学物質汚染の防止

	施策の方向性	取組
有害化学物質汚染の現況把握	■ 北海道と連携し、大気・水・土壌などに含まれる有害化学物質の的確な把握に努めます。	⑤ダイオキシン類 ⑥土壌汚染
事業活動による有害化学物質汚染の未然防止	■ 廃棄物の不適正な焼却を防止するため、法令などに基づく指導や啓発を進めます。 ■ 農薬などによる土壌の汚染などを防止するため、農地や公共施設などにおける農薬などの適正な使用と管理に努めます。 ■ 公共事業などにおける有害化学物質汚染の防止に努めます。 ■ 公共施設における有害化学物質の使用状況把握と、適正な処分に努めます。 ■ 産業廃棄物処理施設の設置者と「環境保全に関する協定」を締結し、環境への配慮を推進します。 ■ 有害ごみの適正処理を推進します。	○ 野焼き防止および小型焼却炉使用防止の啓発、指導（P32 参照） ⑦RV モデル農園、市民農園における農薬の適正使用・管理 ⑧揮発性有機化合物（VOC）対策 ⑨市有施設 PCB 使用状況の把握と適正処分 ⑩産業廃棄物処理施設への指導、事業者との環境の保全に関する協定の締結

有害化学物質汚染の現況把握

⑤ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法により、大気の汚染、水底の底質を含む水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却によるものですが、その他に、たばこの煙、自動車の排ガスなどの様々な発生源があります。

ごみ焼却施設の釧路広域連合清掃工場では、排ガス処理施設で取りきれなかった部分が大気中に排出されます。

このため、毎年排ガスの濃度測定を行っており、令和5年度は、基準値をはるかに下回る結果となっています。

また、本市における一般環境のダイオキシン類の濃度は、北海道が調査しており、令和5年度は、大気、釧路川中流の公共用水域の水質、底質ともに環境基準を達成しています。

令和5年度 釧路広域連合清掃工場のダイオキシン類濃度測定結果

区分	採取位置	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	平均値 (ng-TEQ/m ³ N)
1号炉	煙突中間	0.1以下	0.0034
2号炉			0.0032

※ 各炉、2回測定の平均値
※ 基準値はダイオキシン類対策特別措置法で定められたもの

令和5年度 ダイオキシン類調査結果※

測定項目	測定地点	環境基準 (pg-TEQ/m ³)	平均値・測定値 (pg-TEQ/m ³)
大気	春採測定局	0.6	0.0083
水質	愛国浄水場取水口	1	0.067
底質	愛国浄水場取水口	150	0.25

※ 大気は2回測定の平均値、水質、底質は1回の測定値
※ 令和6年12月発行の北海道環境白書'24による

⑥土壌汚染

土壌は、一度汚染されると有害物質が蓄積され、汚染された状態が長く続く特徴があります。

土壌汚染対策法では、土壌汚染状況調査の結果、汚染が判明した土地について、健康被害が生ずるおそれがある場合には要措置区域、健康被害が生ずるおそれがない場合には形質変更時要届出区域に指定されます。令和5年度末時点で、市内3区域が北海道から形質変更時要届出区域として指定されています。

事業活動による有害化学物質汚染の未然防止

⑦RV モデル農園、市民農園における農薬の適正使用・管理

釧路地域に適した有用作物の栽培試験研究を行う試験ほ場であるRV農園においては農薬の適正な管理に努めたほか、市民に耕作体験の場および収穫体験の場を提供する市民農園においては、農園利用者へ農薬の適正な使用や管理について指定管理者より必要に応じて助言を行いました。

⑧揮発性有機化合物（VOC）対策

VOCは、住宅などの新建材・内装材に使われる接着材や塗料に含まれています。これらが揮発すると、室内の空気がホルムアルデヒドなどの化学物質に汚染され、人の健康障害を引き起こすシックハウス症候群の原因となります。

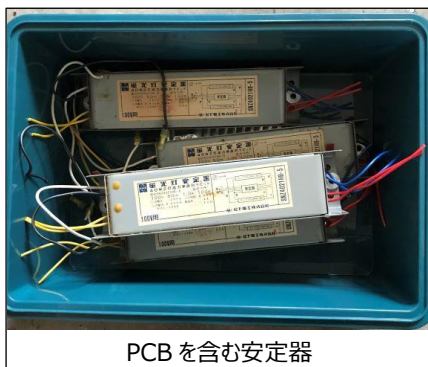
そのため、本市では市有施設の全ての工事において施設の室内環境に考慮した対策を実施しています。

令和5年度は、堀川団地A棟公営住宅、グリーン団地A棟公営住宅、川東団地A棟公営住宅、阿寒アイスクラフトセンターでVOC測定を実施し、厚生労働省の指針値以下であることを確認しました。

⑨市有施設 PCB 使用状況の把握と適正処分

本市では、市有施設所管課の管理のもと、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれる機器の保有状況を北海道へ届け出しています。

高濃度 PCB 廃棄物については令和5年3月31日が処分期限となっており、全庁的に処分を実施しております。また低濃度 PCB については、令和9年3月31日が処分期限となっており、期限内に処分されるよう各課で適正に管理されています。



⑩産業廃棄物処理施設への指導、事業者との環境の保全に関する協定の締結

産業廃棄物の処理は、排出事業者処理責任があり、通常、排出事業者自らが処理するかまたは許可を受けた処理業者に委託して処理されています。北海道では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者や処理業者による適正処理の指導を行っています。

このほか、北海道では、産業廃棄物処理施設の設置に際して、事前協議書の提出を求めるなどの事業者への指導を行っています。

また、本市では、北海道と連携して生活環境や自然環境などに配慮した適切な対応を求めるため、処理施設設置者と「環境の保全に関する協定」を締結し、適正処理の促進に努めています。

令和5年度末時点で、10カ所の産業廃棄物処理施設と協定を締結しています。

良好な景観形成の推進

関連する
SDGs



【1】環境の状況

景観は、日常生活や事業活動、自然・歴史・文化などの周辺環境が重なり合って形をなす佇まいであり、潤いのある個性豊かなまちづくりには不可欠なものです。

本市は、優れた自然の風景地である阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、阿寒・音別地域における森林や田園、丘陵などの自然景観とともに、幣舞橋や釧路フィッシャーマンズワーフMOOが立地する都市的景観を有しています。このような良好な景観を保全するため、建築物などの新築、増改

築などに対して、周辺景観との調和について協力を求めるなどの対応を図ってきました。

2008年（平成20年）には、より一層の景観施策を推進するため、本市は、景観法に基づく景観行政団体となり、2009年（平成21年）には、釧路市景観計画を策定しました。今後は、釧路市景観計画に基づく実効性ある施策を進め、多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら将来世代へと引き継ぐことが重要となります。

【2】施策

良好な景観の形成

施策の方向性		取組
景観法に基づく行為の届出の受理	■ 景観法に基づく行為の届出を受け、景観形成基準に基づき良好な景観形成を誘導します。	① 景観法に基づく行為の届出の受理
景観形成推進区域の保全	■ 地域の景観特性を生かすため、景観形成推進区域の保全を図り、周辺景観との調和を求めます。	② 景観計画重点区域、景観形成推進区域の指定 ③ 農村景観形成活動事業
景観重要建築物、景観重要樹木の指定	■ 特徴的な外観を有し、地域のシンボルとなる建築物や樹木を指定し、これらの良好な保全に努めます。	④ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定 ⑤ 花時計の花植え込み
景観づくりの普及、啓発	■ 景観づくりに関する普及、啓発活動を行い、景観に対する市民意識の向上を図ります。	⑥ 違反広告物簡易除去 ⑦ 景観づくりに関する普及啓発活動 ⑧ 公共建築物の景観配慮 ⑨ 空き地の適正管理 ⑩ 道路の管理

景観法に基づく行為の届出の受理

① 景観法に基づく行為の届出の受理

一定規模を超える建築などの行為を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要です。令和5年度は25件の届出がありました。

景観形成推進区域の保全

②景観計画重点区域、景観形成推進区域の指定

特に良好な景観づくりを進める区域として、地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域や、観光の振興や文化の交流の促進を図る上で良好な景観を形成する必要がある区域を「景観計画重点区域」、良好な自然景観や田園景観を有し周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域を「景観形成推進区域」として指定します。

平成16年4月から道道釧路空港線周辺地区を景観形成推進区域として指定しています。

③農村景観形成活動事業

農業農村交流拠点施設のある山花地区を中心として農村景観形成の整備振興を図るため、市民協働で植栽などを行っています。令和5年度は延べ21人が参加し、コリウス、パチュニアなど200株栽しました。



景観重要建築物、景観重要樹木の指定

④景観重要建造物、景観重要樹木の指定

特徴的な外観を有し地域のシンボルとなる建築物や樹木を景観重要建造物、景観重要樹木に指定します。現在該当する物件はありません。

⑤花時計の花植え込み

本市中心部のシンボルである花時計において花の入れ替えを実施し、市民や観光客の目を楽しませました。



令和5年度 花時計の花入れ替え状況

入れ替え時期	花の種類	株数
5月	パンジー	1,300
6月	マリーゴールド	1,300
8月	ペゴニア	1,300
10月	小菊	480

景観づくりの普及、啓発

⑥違反広告物簡易除去

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、見る人に楽しさを与え、街の賑わいを演出します。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、景観や環境を損ないます。屋外広告物と都市・自然景観や環境との調和を図り、広域な北海道における適切な屋外広告物行政を推進するため、北海道条例により屋外広告物のルールが定められています。

本市では北海道より権限移譲を受け、美しい街並みなど良好な景観の形成に取り組むため、北海道と連携を図り、屋外広告物の規制を適切に実施しています。

⑦景観づくりに関する普及啓発活動

景観づくりに関する普及啓発活動の一環として、釧路市景観計画の概要や、釧路らしい魅力ある景観づくりについての出前講座を行っています。

また、景観について興味関心を持ってもらうため、8月から9月にかけて、コミュニティーセンターなど、市内6カ所でパネル展示を行っています。

⑧公共建築物の景観配慮

学校などの公共施設の整備に当たっては、周辺の景観との調和を図るよう景観の配慮に努めています。令和5年度は、釧路市景観審議会色彩部会に係る審議対象物件の建設がなかったことから、開催しませんでした。

⑨空き地の適正管理

本市では、空き地の所有者が適正な管理を行うように、「釧路市空き地管理指導要綱」を定め、所有者への指導や草刈業者のあっせんを行っています。

令和5年度は、空き地に関する苦情に対し、要綱に基づく指導を39件実施しました。

また、市有地（未利用地）については草刈を行っており、令和5年度は39,446㎡の草刈を行いました。

⑩道路の管理

本市では、舗装道路の計画的な維持補修や路面の清掃、草刈り、適正使用の指導を行っています。

令和5年度 道路の管理状況

舗装道路の維持補修	(36路線) 3.6km
路面の清掃	1,044.1km
排水路の草刈	4.7km
道路路肩の草刈	280.0km
適正使用の指導	36件

ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保

関連する
SDGs

【1】環境の状況

本市の主な緑は、豊かな自然環境を有する森林や湿原、平野部の農地、自然と市街地を結ぶ河川、そして市街地やその周辺の緑地から構成されています。

これらの緑化を推進するため、公園・緑地の整備

を行うとともに、市街地周辺に存在する本市の恵まれた自然環境とのつながりにも配慮しながら、市民・事業者と連携協力した緑化活動などを進める必要があります。

参考 「第2次釧路市緑の基本計画」における目標

	基準年度（2019年度）	目標年度（2040年度）
都市公園区域における都市公園の面積		25m ² /人以上の維持保全
市街化区域における都市公園の面積	175ha	178ha※
市民、事業者、行政の協働で維持管理する公園数	延べ126カ所	延べ132カ所
改修や更新を行う公園数		概ね20年間で130カ所

※整備予定の公共施設緑地を含む。目標年次は、おおむね2030年度（令和12年度）とする。

【2】施策

緑化による環境保全

	施策の方向性	取組
貴重な自然資源の維持保全の継続	■ 釧路湿原や阿寒湖周辺の森林などを、周辺市町村や関係機関と連携しながら維持保全に努めます。 ■ 阿寒湖周辺に観光地として自然と身近にふれあえる環境を創出します。 ■ 阿寒地域、音別地域の大部分および釧路地域外縁部に見られる豊かな森林資源や阿寒川、舌辛川、音別川などの河川環境を、動植物の多様性に配慮しながら維持保全を図ります。	○ 阿寒湖畔ビジターセンター運営推進協議会（P22 参照） ○ 釧路湿原国立公園連絡協議会（P21 参照） ① 自然や文化を活かした観光施策 ○ 地域制緑地などの制度活用状況（P22 参照）
市街地の緑の保全	■ 新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川などの川沿いの緑を維持保全します。 ■ 春採湖や武佐の森緑地などの貴重な自然環境を維持保全します。 ■ 既存の公園緑地などの適切な維持管理に努めるとともに、地域住民と協力して行う花壇づくりなどの緑化活動を継続して行います。	② 新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川などの川沿いの緑の維持保全 ③ 春採公園の整備 ④ 武佐の森の整備 ⑤ 「緑の愛護賞」表彰 ⑥ 企業立地促進条例に基づく補助金の交付 ⑦ 公園花壇づくり ⑧ 公園への植樹 ○ 植樹・育樹事業（P7 参照） ⑨ 花いっぱい運動推進事業 ⑩ ボランティアサポートプログラム事業 ⑪ 街のみどりパネル展
環境維持機能を持つ緑の保全	■ 釧路地域郊外にある国立公園地域界までの湿地帯において、現況植生の維持について配慮します。 ■ 「グリーンインフラ」に関する取り組みを進めます。	○ 釧路湿原の保護、保全を図るための都市的土地利用の考え方（P22 参照） ⑫ グリーンインフラに関する取り組みの推進

貴重な自然資源の維持保全の継続

①自然や文化を活かした観光施策

環境省の「国立公園満喫プロジェクト」（国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る取組み）に選定されている阿寒摩周国立公園では、自然環境の保全を踏まえ、資源やエリアなどを新たに活用する取組みが推進されており、これまで遊歩道を活用した夜のデジタルアートプログラムの整備などが行われてきました。

令和5年度は、アドベンチャートラベル（AT）の推進を図るため、札幌で行われた世界最大のATイベント「ATWS2023」への参加及び会期終了後に当地域で開催した「ポストサミットアドベンチャー」を通し、海外AT関係者との商談やネットワーク強化等を行いました。

市街地の緑の保全

②新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川などの川沿いの緑の維持保全

本市を流れる河川は、市街地の緑の大きな軸を形成してします。これら河川沿いの緑を親水空間として整備し有効活用するなどして維持保全に努めています。（P52 参照）

③春採公園の整備

春採湖を包含する春採公園は、市街地内において貴重な自然に恵まれ、自然観察ができる憩いの場として多くの市民に親しまれています。野草園や野鳥観察などの施設、春採湖を1周できる周遊園路はジョギングや散策に利用されています。

④武佐の森の整備

武佐の森は、市街地に接した緑地で、野鳥をはじめとする野生生物が数多く見られるなど豊かな自然が残っています。また、貝塚や住居跡などの遺跡も多く、地域住民の憩いの場、環境学習の場となっており、散策路や広場、休憩施設などが整備されています。

⑤「緑の愛護賞」表彰

公園や道路の美化・緑化活動を長年続けている個人や団体を表彰しています。

令和5年度は個人の部3件を表彰しました。

⑥企業立地促進条例に基づく補助金の交付

本市では、「釧路市企業立地促進条例」に基づき、敷地面積や建物面積が一定規模以上の工場の新設または増設に際して、緑地の整備費用の一部を補助しています。

⑦公園花壇づくり

令和5年度は、地域の住民と協力し、柳町公園Dブロックに750株の花苗で花壇整備をしました。

また「緑いっぱい市民運動」世話人会が、鶴ヶ岱公園他5公園にチューリップの球根15,350球、栄町平和公園他4公園にブルーサルビア、マリーゴールドなどの花苗2,981株を植えました。

⑧公園への植樹

令和5年度は、鳥取10号公園にミズナラ5本を植えました。

また、市民と協力して花壇づくりを行っている「はなはな広場」がある柳町公園Dブロックでは、寄付を受けてチョウセンヤマツツジ18株を植えました。

⑨花いっぱい運動推進事業

阿寒地域の国道240号線の両側歩道への花の植栽および清掃活動を実施しています。

令和5年度は植栽、清掃活動などに延べ3,186人が参加しました。



⑩ボランティアサポートプログラム事業

音別地域の国道38号線沿い植樹柵への花の植栽および歩道清掃を実施しています。

令和5年度は植栽、清掃活動などに延べ215人が参加しました。



⑪街のみどりパネル展

緑化意識の向上のため、前年度の花壇コンクールの写真パネルなどのほか、花の種の無料配布を行っています。

環境維持機能を持つ緑の保全

⑫グリーンインフラに関する取り組みの推進

グリーンインフラとは、ヒートアイランド現象の緩和や雨水の貯留浸透などの自然環境（緑）が有する多様な機能をインフラの整備や維持管理に活用する考え方です。

そのようなグリーンインフラの考え方の理解や浸透を図りながら、緑化による環境保全に関する各種施策の取り組みを進めています。

健康、レクリエーション機能の維持

施策の方向性		取組
公園などの整備および効率的な維持管理	■公園などを継続して整備するとともに、社会経済状況の変化に対応した適正な公園配置を行います。 ■多様な主体による管理体制の強化を図りながら、公園などの効率的な維持管理を行います。 ■身近な緑の拠点としての山花公園、釧路大規模運動公園および阿寒丹頂の里、音別憩いの森などについて、利用者のニーズ変化に対応した施設の管理運営に努めます。 ■釧路川リバーサイド緑地や市街地郊外で自然とふれあえる緑地など、市民に潤いを与える緑の保全に努めます。 ■山花公園や仁々志別川の緑地などを結ぶレクリエーションネットワークを形成する釧路阿寒自転車道の適切な維持管理を図ります。 ■既存の公園などの機能の集約や再編、長期未整備公園の廃止を含めた見直しを検討します。	⑬公園、緑地の整備 ⑭公園里親制度 ⑮釧路大規模運動公園の充実 ⑯親水空間の有効活用 ⑰山花公園、キャンプ場などの利用促進 ⑱長期未整備公園の見直し
親水性豊かな水辺の整備・管理	■千代ノ浦マリニパークなど、地域特性を生かした親水性豊かな水辺の整備・管理を進めます。	⑲千代ノ浦マリニパークの管理

公園などの整備および効率的な維持管理

⑬公園、緑地の整備

本市では、公園や緑地の整備や充実を進めています。本市には、「都市公園法」に基づく「都市公園」と、「釧路市ふれあい公園条例」に基づく「ふれあい公園」があります。

令和5年度末の市内の公園の開設状況は、次のとおりとなっています。

令和5年度 公園の開設状況

公園の種類		箇所	面積(ha)
都市公園	街区公園	208	41.53
	近隣公園	16	27.73
	地区公園	5	27.20
	総合公園	4	156.00
	運動公園	1	66.55
	特殊公園	1	0.63
	都市緑地	23	191.33
ふれあい公園		14	11.91
合計		272	522.88

⑭公園里親制度

本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を実施しています。

令和5年度 公園里親登録状況

里親（団体）数	活動人数
33	721人

⑮釧路大規模運動公園の充実

釧路大規模運動公園は、全国規模の大会も可能な総合体育館「湿原の風アリーナ釧路」や野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、ソフトボール場などの運動施設を供用しています。

園内には運動施設のほか、子供の広場や水辺広場、湿原を散策する木道なども整備されており、子どもから大人まで幅広い世代がスポーツはもとより、遊び、散策、休憩などさまざまな利用を通してリフレッシュし、健康増進を図ることができます。

令和5年度は駐車場舗装改修ほかの整備を行いました。



子供の広場（遊具、水辺）

⑩親水空間の有効活用

■ 釧路川リバーサイド緑地

幣舞橋からJR橋間を釧路川リバーサイド緑地として位置づけ、親水性豊かな河川空間を創出するため、ぬさまい広場をはじめとした6カ所の拠点広場や、堤防を利用したプロムナードが整備されています。観光客や市民に広く利用されています。

■ 港湾緑地

釧路港の港湾緑地周辺には、釧路フィッシャーマンズワーフ MOO・EGG や、幣舞橋、港文館などがあり、釧路川リバーサイドと一体となって、釧路を代表する景観が形づくられています。

また、臨海部防災拠点として整備された「耐震・旅客船ターミナル」は、平常時には旅客船のターミナルとして活用されることにより、隣接する観光拠点施設との一体的な賑わい空間の創出に貢献しています。

■ 新釧路川緑地

新釧路川は、水と緑による広い空間を形成し、郊外から市街地までを直線状に貫いている市の代表的な景観地です。

本市では、新釧路川の河川敷に野球場・サッカー場などの運動施設や園路、芝生、サイクリングロードなどが整備されています。

⑪山花公園、キャンプ場などの利用促進

山花公園は、旧釧路市と旧阿寒町にまたがる公園で、動物園、池広場、オートキャンプ場などが整備されています。

令和5年度はオートキャンプ場で七夕祭りやハロウィン祭りを実施しました。

⑫長期未整備公園の見直し

長期未整備公園とは、将来的に公園を整備する区域を定めているものの、長期間整備が行われていない公園を指します。

人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化や、コンパクトなまちづくりの推進など、公園を取り巻く環境は大きく変わってきており、長期未整備公園の中には当初の計画どおり整備する必要性が低下しているものもあります。

公園の必要な整備や維持管理に努める一方、長期未整備公園については、コンパクトなまちづくりを実現するための釧路市立地適正化計画を踏まえ、既に供用している公園とのバランスや地域の特性などを勘案しながら、廃止を含めた見直しを進めます。

親水性豊かな水辺の整備・管理

⑬千代ノ浦マリパークの管理

千代ノ浦海岸では、漁港整備に併せて、市民が水辺に親しめる施設として、釣護岸、親水公園、休憩棟（バーベキューコーナー）などの施設が整備されています。

令和5年度は、4,930人が休憩棟（バーベキューコーナー）を利用しました。



第5節 環境教育・環境保全活動の推進

環境教育・環境学習の推進

〔1〕環境の状況

環境問題を解決するためには、環境教育・環境学習の促進により、一人ひとりが環境への理解を深め、日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を実践することが何より重要です。

本市では、将来地域の担い手となる小・中学生が、釧路市の良い環境を保全するための行動ができる力を育むことを目的に、様々な環境教育や自然体

験による学習を実施しているほか、市民、事業者の環境保全意識の向上を図るための取り組みも実施しています。

本市の良好な環境をこれからも保全していくためには、環境教育の一層の充実と一人ひとりの環境保全意識向上への意識啓発強化を図る必要があります。

関連する
SDGs



目標と管理指標

指 標	基準年 2019年度 (令和元年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
学校版環境ISOの実施割合	100%	100%	100%	100% (100%を維持)

〔2〕施策

学校における環境教育の推進

施策の方向性		取組
環境意識の向上	■ 釧路市学校版環境 ISO による環境行動に取り組めます。 ■ 校区や公園のごみ拾いによる環境美化活動を推進します。 ■ 紙や牛乳パックなど、身近な資源物のリサイクル活動を推進します。 ■ 環境にやさしいエコ文具やリサイクル製品、パネル展示などのグリーン購入の普及啓発を行います。	①学校版環境 ISO ②小・中学校における校区、公園などの清掃 ③小・中学校におけるリサイクル活動 ④グリーン購入の普及啓発
環境学習の機会の確保	■ 環境関連の施設見学、自然体験を行う機会の確保に努めます。 ■ 児童向けに地球温暖化とその対策について理解を深めるイベントの実施に努めます。 ■ 動物園や博物館、音別町体験学習センターにおける展示・体験内容の充実を図ります。	⑤自然体験学習 ⑥エコ教室の実施 ○音別町体験学習センター (P25 参照) ⑦博物館展示充実事業 ⑧動物園北海道ゾーンの整備

環境保全意識の向上

①学校版環境 ISO

以前から各学校で行われていた環境に対する取り組みの中にISOの「計画」「実施」「点検」「見直し」のサイクルを取り入れ、子どもたちの環境意識の向上を目指しています。

令和5年度は全ての小・中学校で子ども達が主体となつてごみの分別・減量、校内外の清掃、花壇の整備などの取り組みを設定して環境ISOを実践しました。



小・中学校での学校 ISO の取り組み

②小・中学校における校区、公園などの清掃

児童・生徒が、校舎周辺、校区内の公園・海岸のごみ拾いなどを通じて、環境保全・美化に取り組んでいます。このほか、花壇の整備を実施している学校もあります。



小・中学校での環境保全・美化の取り組み

③小・中学校におけるリサイクル活動

児童・生徒が限りある資源を有効に活用する意識を養うため、プルタブやペットボトルキャップ、古紙などのリサイクル活動に取り組んでいます。

④グリーン購入の普及啓発

本市では、自らグリーン購入に取り組むだけでなく、その観点を広く消費者へ普及させるため、学校を中心にグリーン購入適合商品を展示し、実際に手に取ってもらう取り組みをすすめています。

環境学習の機会の確保

⑤自然体験学習

各小・中学校では、宿泊研修や遠足などの行事において、春採湖や武佐の森、阿寒湖などの地域の良好な自然とのふれあい体験を取り入れています。

⑥エコ教室の実施

本市では、環境問題やその対策について子どもたちにより身近に感じてもらうため、学校向けに様々な分野の講師によるエコ教室を実施しています。

令和5年度 エコ教室の実施状況

講座名	実施先	参加人数
身近なものを活用した地球温暖化対策	東雲小学校	44
エネルギーと地球環境	興津小学校	27
SDGsと釧路における地球温暖化対策	鶴野小学校	75

また、令和5年度より借り上げバス等を利用して、環境学習施設等での環境学習・環境教育を実施する場合に、バス等借り上げに係る費用の助成を行う、「釧路市体験型環境学習支援事業」を新たに実施しました。

令和5年度は申請のあった7校へ助成を行いました。

⑦博物館展示充実事業

釧路地方の自然について知ってもらう機会を作るため、博物館や市内の商業施設などで、いきものや自然に関する企画展を開催しています。

また、常設展示室においても釧路地域の動植物などを紹介するコーナーの展示を拡充し、地域の自然の豊かさを実感してもらえるように努めています。

⑧動物園北海道ゾーンの整備

釧路市動物園では、道東地域に生息する希少な動植物の保全について、来場者に理解を深めてもらうため、北海道ゾーンを整備しています。

北海道ゾーンは、園内に住み着いた野生動物も含めた自然環境を背景に、北海道でみられる動物たちを展示し、ボランティアによるガイドも実施しています。

環境保全意識の向上

	施策の方向性	取組
こどもエコクラブ活動の普及	■ 小・中学生によるこどもエコクラブ活動を普及・支援します。	⑨こどもエコクラブの普及、活動支援
環境学習への支援	■ 環境学習会、自然観察会などの多様な機会の確保に努めます。 ■ 環境関連イベントでの展示などによる普及啓発を行います。 ■ 市職員を講師として派遣する出前講座を充実します。 ■ 図書館などの社会教育施設で環境関連資料の収集、展示をします。	⑩環境イベントへの出展 ⑪環境に関連した出前講座の講師派遣 ⑫環境関連資料の収集・貸し出し ⑬環境学習会、自然観察会などの開催

こどもエコクラブ活動の普及

⑨こどもエコクラブの普及、活動支援

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。平成7年度に環境省事業として始まり、平成23年度から(財)日本環境協会が運営しています。本市は、こどもエコクラブ地域事務局として、市有施設利用時に入場料金の一部が免除されるこどもエコクラブカードを発行するなど子どもたちの活動を支援しています。

令和5年度は、地域事務局内で8人（1クラブ）の子どもたちがこどもエコクラブとして登録し、活動しました。



環境学習への支援

⑪環境に関連した出前講座の講師派遣

本市では、釧路市生涯学習まちづくり出前講座（申込先：市教委生涯学習課）を実施しています。環境に関する講座も実施しており、講師として担当課の職員を派遣しています。

令和5年度実績 環境に関する出前講座

講座名	回数	参加者	担当課
釧路川と水道水	2	26	水質管理課
かんきょうの話	3	170	環境保全課 (環境管理担当)
春採湖の特定外来生物について	-	-	環境保全課 (自然保護担当)
ごみ減量とリサイクル	5	136	環境事業課

⑫環境関連資料の収集・貸し出し

釧路市中央図書館などの図書館施設では、市民の自主的な環境学習を支援するため、環境関連資料の整備を進めています。特に中央図書館では、環境関連展示の受入や特設コーナーの設置などにより、環境関連資料の展示も行っています。また、本市では市内の自然観察地の見どころなどを紹介した「くしろ自然ウォッチングガイド」をはじめとした資料などを作成しています。

⑬環境学習会、自然観察会などの開催

本市では、市民の環境教育・環境学習の普及を推進するため、環境学習会、自然観察会などの普及啓発事業を開催しています。令和5年度の開催実績は次のとおりです。



くしろみんなの環境展



釧路子育て応援フェスティバル
2023

環境学習会、自然観察会などの開催実績

名称	会場	回数	参加者	担当課
環境月間パネル展	釧路市役所、釧路市中央図書館、阿寒町公民館、釧路市音別地域交流拠点施設、イオンモール釧路昭和	5	-	環境保全課
春採湖なんでもパネル展	イオンモール釧路昭和（環境月間パネル展と同時開催）、釧路市役所、釧路市中央図書館	3	-	
ウチダザリガニ捕獲体験教室	春採湖	1	22	
ごみ処理施設見学会	ごみ処理施設	5	143	環境事業課
生ごみ減量講習会	コア鳥取、コア大空、まなぼと幣舞、阿寒町公民館	4	85	
げんきの森	音別町ふれあいの森	-	-	農林課
街のみどりパネル展	釧路市役所防災庁舎、阿寒町公民館、釧路市音別地域交流拠点施設	3	381	公園緑地課
下水処理場見学会	古川下水終末処理場	17	828	下水道施設課
企画展「シベリアン・サマングー〜氷河期の小さなサバイバー〜」	博物館	1	6,648	博物館
シンポジウム「キタさんトーク〜発見！氷河期の小さなサバイバー〜」	博物館	1	50	
企画展「湿原の王国・道東」	博物館	1	11,493	
春採湖畔探鳥会	春採湖畔	7	180	
春採湖畔草花ウォッチング	春採湖畔	5	79	
しらべてみよう春採湖の昆虫	春採湖畔	3	46	
春採湖 汽水のいきもの観察会	天候不良のため中止	-	-	
釧路湿原の鳥しらべ隊	釧路湿原	2	21	
霧多布湿原観察会	浜中町	1	8	
冬のいきもの観察会	釧路町	1	21	
サマースクール	動物園	1	10	動物園
北海道ゾーンガイド	動物園	-	-	
北海道ゾーンスポットガイド	動物園	59	441	
マリモ生育地観察会	阿寒湖	3	39	阿寒生涯学習課

環境情報の充実

施策の方向性		取組
環境の現況や施策の公表	■ 環境の現況や施策の実施状況を「釧路市環境白書」に取りまとめて公表します。	⑭環境白書の発行
環境情報の発信	■ 環境に関する情報を収集するとともに広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を用いて、分かりやすい環境情報の発信に努めます。	⑮SNS による環境情報発信 ⑯環境ニュースの作成・発行

環境の現況や施策の公表

⑭環境白書の発行

本市の環境の現況や施策の実施状況などを明らかにするため、釧路市環境白書を年 1 回発行しています。

環境情報の発信

⑮SNS による環境情報発信

本市では、パネル展や出前講座などによる啓発が難しい 20 代から 40 代の市民をターゲットに、SNS による情報発信を開始しました。令和 5 年度はインスタグラムに 214 件投稿しました。

⑯環境ニュースの作成・発行

ごみの減量や、家庭での二酸化炭素の排出削減などについて啓発をするため、年 2 回発行し、町内会で回覧しています。

環境保全活動の推進

【1】環境の状況

環境問題を解決するためには、市民参加を前提として、市・市民・事業者・市民団体などが相互に連携を図り、広域的な取り組みを必要とする課題では、近隣自治体や国・北海道などと連携して対応することが肝要です。

このことから、本市では環境保全活動を担える人材を育成するため必要な支援を行うほか、環境や廃棄物などに関する重要事項を審議する各種審議会への市民参加を促す一環として、委員の公募を行っています。

関連する
SDGs



また、広域連携としては、釧路湿原や釧路川流域などの自然環境保全を目的とした協議会の運営や、ごみの焼却処理に伴う環境負荷の削減を目的とした広域ごみ焼却施設の共同運営が行われています。

今後においては、市民の自主的な環境保全や環境政策形成への活動参加を促すとともに、関係機関と緊密に連携を図りながら、本市の総合的な環境の向上を図るため、地域が一体となった環境保全活動を推進する必要があります。

【2】施策

協働による環境保全活動の推進

施策の方向性		取組
環境政策形成への市民参画	■ 環境に関する各種審議会委員の公募などにより、市民の参画を促進します。	① 環境に関する審議会への公募委員の参加
広域連携による施策の推進	■ 広域的な取り組みを必要とする施策などについて、近隣自治体・広域連合・国・北海道などの関係機関と連携した取り組みを進めます。 ■ 北海道などの関係機関と連携した取り組みを進めます。	② 広域連携の取り組み ③ 道、関係機関などと連携した取り組み

環境政策形成への市民参画

① 環境に関する審議会への公募委員の参加

本市では、環境や廃棄物などに関する重要事項を調査審議する各種審議会の委員を公募しています。

環境に関する審議会の公募委員数

名 称	委員数	うち 公募数
釧路市環境審議会	18	2
釧路市廃棄物減量等推進審議会	17	2

広域連携による施策の推進

②広域連携の取り組み

本市は、釧路湿原や釧路川流域などの自然環境保全を目的とした協議会の運営や、ごみの焼却処理に伴う環境負荷の削減を目的とした広域ごみ焼却施設の共同運営を行っています。

また脱炭素の普及啓発を広域的に行うため、令和5年6月にイオン釧路店にて「くしろみんなの環境展」を釧路町と共催しました。令和5年12月25日には釧路信用金庫を加えた三者にてデコ活宣言を実施し、新たな国民運動のPRを行い、事業者向けの啓発についても広域的に進めることとしています。



くしろみんなの環境展

③道、関係機関などと連携した取り組み

本市は、釧路湿原の保全などの自然環境保全や公害防止などの生活環境保全をはじめとする幅広い分野において、国、北海道、他の地方自治体との連携や協力の下に、環境保全の施策を推進しています。

環境分野における広域連携の状況

名 称	
デコ活の普及啓発の取組	P 4 参照
釧路広域連合	P16参照
釧路湿原国立公園連絡協議会	P21参照
釧路湿原を美しくする会	P21参照
阿寒湖畔ビジターセンター運営推進協議会	P22参照
阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議	P22参照
阿寒湖のマリモ保全推進委員会	P24参照
釧路国際ウェットランドセンター	P26参照

市民などによる環境保全活動への支援

施策の方向性	取組
環境保全活動への支援 ■ 環境保全に関連する市民団体などの育成、支援を進めます。 ■ 地域における環境保全活動への市民参加や協働の機会の充実を図ります。	④環境に関する市民団体などへの補助 ⑤釧路市連合町内会環境美化活動推進事業補助金の交付 ○植樹・育樹事業（P 7 参照） ○市民との協働による清掃活動（P14 参照） ○公園里親制度（P51 参照） ○環境イベントへの出展（P55 参照）

環境保全活動への支援

④環境に関する市民団体などへの補助

■「緑いっぱい市民運動」世話人会

「緑いっぱい市民運動」世話人会は、釧路を緑と花で埋め、潤いのある住みよいまちづくりを住民自らによる運動で進めることを目的に、市民、町内会、企業などを構成員として昭和46年に発足しました。

本市は、育樹事業や花壇コンクールの実施、釧路サクラ守創造塾の運営、地域に根差した園芸書の発行ほか、その積極的な都市緑化の推進に補助をしています。

■釧路自然保護協会、春採湖の会

環境保全および自然との共生の推進のため、市民団体や事業者による自発的な取り組みを支援しています。

⑤釧路市町内会環境美事業補助金の交付

本市では、町内会活動を通じた緑豊かなきれいなまちづくりを推進するため、釧路市連合町内会が行う事業に対し補助金を交付しています。釧路市連合町内会では町内会を主体とした全市的な取り組みである「春の全市一斉清掃」や「秋の自主清掃」のほか、地区連町を主体とした地域の環境美化活動を実施しており、ごみのない清潔なまちづくりや全世代の環境保全活動への参加を促進しています。

第3章 計画の推進体制と進行管理

本市は、第2次釧路市環境基本計画に基づいて環境施策を推進していくため、釧路市環境対策推進会議を中心として、庁内各部局との調整を図りながら取り組みを進めています。年度ごとの取組実績

と目標の達成状況は環境白書として取りまとめられ、環境審議会に報告するとともに、市ホームページでも公表しています。

1 計画の推進体制

■ 釧路市環境対策推進会議

環境施策は、行政分野全般と関わることから各部局との連携による取り組みが必要です。

本市では、庁内に釧路市環境対策推進会議を設置し、各部局と連携を図りながら環境施策を総合的かつ計画的に推進しています。

環境対策推進会議の開催状況

令和5年度開催数	3回
----------	----

組織構成（23人）令和6年3月末現在

市長部局	16人
教育委員会	2人
公営企業、小部局	5人

■ 釧路市環境審議会

市民および有識者から構成される釧路市環境審議会は、「釧路市環境基本条例」に基づき、環境基本計画に関することや環境施策の重要事項を調査審議するために設置されています。



令和5年度第2回環境審議会の様子

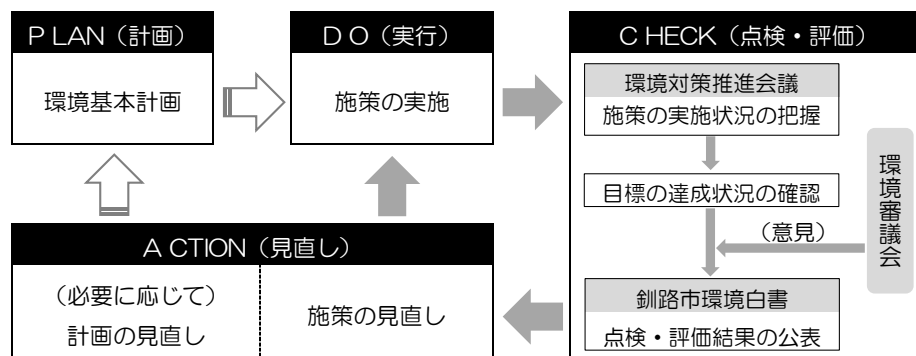
環境審議会の開催状況

令和5年度開催数	3回
----------	----

委員構成（18人）令和6年3月末現在

学識経験者	7人
関係行政機関	2人
関係団体	2人
地域住民団体	5人
市民公募	2人

2 進行管理



釧路市公式Instagramのご紹介

複数職員
で更新中

Instagramで 情報発信中！



アカウント名

@ecocity946

釧路市環境保全課・環境事業課【公式】

釧路市の環境に関する取り組みやイベント情報、脱炭素やごみに関連した日常生活で役立つ環境にやさしい取り組み（デコ活）などについて投稿しています。

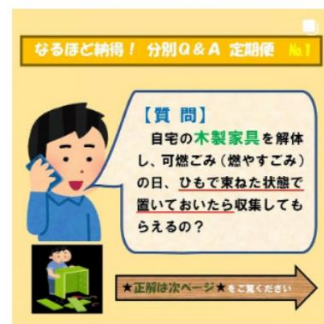
過去の投稿内容



#地産地消 #くじら



#イベント #デコ活



#分別 #ごみ

フォロー&いいね大歓迎！最新情報は、下記のQRコードからチェック

QRコード



URL <https://www.instagram.com/ecocity946/>